

毎月2回10日・25日発行 発行所

川崎市役所 (総務企画局総務部法制課) 川崎市川崎区宮本町1 電話 044-200-2062 FAX 044-200-3748

目 次

選挙管理委員会告示 ◇開票区の設定が適用される場合にお ける投票箱等の送致を受けるべき開 票管理者の指定 (第6号) ………9 ◇開票区の設定が適用される場合にお ける開票管理者及びその職務を代理 すべき者を選任する区選挙管理委員 会の指定 (第7号) …………9 ◇開票区の設定が適用される場合にお ける開票立会人となるべき者の届出 を行う選挙管理委員会の指定(第8 ◇開票に関する書類等の保存を行う区 選挙管理委員会の指定(第9号) …… 9 ◇公職の候補者の氏名及び党派別の掲 示の掲載の順序のくじを行うべき区 選挙管理委員会の指定 (第10号) ………9 ◇川崎市長選挙の期日 (第11号) … 10 ◇川崎市長選挙における選挙長及びそ の職務を代理すべき者の選任(第12 号) 10 ◇川崎市長選挙における選挙会の場所 及び日時 (第13号) ……………… 10 ◇川崎市長選挙における投票用紙の様 式 (第14号) ……………………………………… 10 ◇川崎市長選挙における自動車・船舶 用表示板及び拡声機用表示板の材 質、地色及び文字の色 (第15号) …………… 12 ◇川崎市長選挙における標旗並びに乗 車・乗船章及び選挙運動員章の地色 及び文字の色 (第16号) ……………… 12 ◇川崎市長選挙における選挙運動用ビ ラ証紙の地模様及びその色 (第17号) ………… 12 ◇川崎市長選挙における政治活動用自 動車表示板の材質、地色及び文字の

◇川崎市長選挙における政治活動用ポ	
スター証紙の地模様及びその色(第	
19号)	12
◇川崎市長選挙における政談演説会告	
知用立札・看板類表示板の地色及び	
文字の色(第20号)	12
◇川崎市長選挙における選挙公報の掲	
載順序を定めるくじを行う場所及び	
日時(第21号)	12
◇川崎市長選挙における選挙運動費用	
の支出制限額(第22号)	13
◇川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選	
挙を行うべき事由 (第23号)	13
◇各種請求及び委員の解職請求をする	
に必要な選挙権を有する者の数(第	
24号)	13
◇各種請求及び委員の解職請求をする	
に必要な選挙権を有する者の数(第	
25号)	13
◇川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選	
挙の期日 (第26号)	14
◇川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選	
挙における選挙長及びその職務を代	
理すべき者の選任 (第27号)	14
◇川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選	
挙の開票の事務 (第28号)	14
◇川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選	
挙における選挙会の場所及び日時	
(第29号)	14
◇川崎市長選挙及びこれと同時に行う	
川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選	
挙における投票及び開票の順序(第	
30号)	14
◇川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選	
挙における投票用紙の様式 (第31号)	14
◇川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選	
挙における自動車・船舶用表示板及	
び拡声機用表示板の材質、地色及び	
文字の色(第32号)	16
◇川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選	

挙における標旗並びに乗車・乗船章	すべき費用の額(多摩区第1号)	40
及び選挙運動員章の地色及び文字の	◇個人演説会の開催のための施設の設	
色(第33号) 16	備の程度及び公職の候補者等が納付	
◇川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選	すべき費用の額 (麻生区第2号)	44
挙における政治活動用自動車表示板	区選挙管理委員会告示	
の材質、地色及び文字の色(第34号) 16	◇選挙管理委員会の委員長及び委員長	
◇川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選	職務代理者の異動(川崎区第6号)	49
挙における政治活動用ポスター証紙	◇神奈川海区漁業調整委員会委員選挙	
の地模様及びその色(第35号) 16	人名簿の縦覧 (川崎区第7号)	49
◇川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選	◇川崎市長選挙におけるポスター掲示	
挙における政談演説会告知用立札・	場を設置した場所 (川崎区第8号)	49
看板類表示板の地色及び文字の色	◇川崎市長選挙における期日前投票所	
(第36号) 16	を設ける場所 (川崎区第9号)	63
◇川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選	 ◇川崎市長選挙における期日前投票所	
挙における選挙公報の掲載順序を定	の投票管理者及び投票管理者の職務	
めるくじを行う場所及び日時(第37	を代理すべき者の選任(川崎区第10	
号)	□ 力	63
◇川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選	◇川崎市長選挙における不在者投票の	
挙における選挙運動費用の支出制限	事務を取り扱う場所、期間及び時間	
額(第38号) 16	(川崎区第11号)	66
市長選挙選挙長告示	 ◇川崎市長選挙における期日前投票所	
◇川崎市長選挙における選挙長の事務	及び不在者投票管理者の管理する投	
を取り扱う場所(第1号)	票記載場所の氏名等の掲示並びに選	
◇川崎市長選挙における選挙立会人と	挙当日の投票記載場所の氏名等の掲	
なるべき者を定めるくじを行う場所	示の掲載順序を定めるくじを行う場	
及び日時 (第2号) 17	所及び日時(川崎区第12号)	67
◇川崎市長選挙における供託所の指定	◇川崎市長選挙における川崎市川崎区	
(第 3 号) 17	開票区の開票立会人となるべき者を	
◇川崎市長選挙の候補者の届出(第4	定めるくじを行う場所及び日時(川	
号)	崎区第13号)	67
区 告 示	◇川崎市長選挙における川崎市川崎区	
◇個人演説会の開催のための施設の設	開票区の開票の場所及び日時(川崎	
備の程度及び公職の候補者等が納付	区第14号)	67
すべき費用の額 (川崎区第5号) 17	◇川崎市長選挙における開票管理者及	
◇個人演説会の開催のための施設の設	び開票管理者の職務を代理すべき者	
備の程度及び公職の候補者等が納付	の選任(川崎区第15号)	67
すべき費用の額 (幸区第2号) 23	◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけ	
◇個人演説会の開催のための施設の設	るポスター掲示場を設置した場所	
備の程度及び公職の候補者等が納付	(川崎区第16号)	67
すべき費用の額 (中原区第2号) 27	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	
◇個人演説会の開催のための施設の設	議院比例代表選出議員選挙における	
備の程度及び公職の候補者等が納付	期日前投票所を設ける場所(川崎区	
すべき費用の額 (高津区第1号) 31	第17号)	81
◇個人演説会の開催のための施設の設	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	
備の程度及び公職の候補者等が納付	議院比例代表選出議員選挙における	
すべき費用の額(宮前区第1号) 35	期日前投票所の投票管理者及び投票	
◇個人演説会の開催のための施設の設	管理者の職務を代理すべき者の選任	
備の程度及び公職の候補者等が納付	(川崎区第18号)	81
		_

◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	◇川崎市長選挙及びこれと同時に行う
議院比例代表選出議員選挙における	川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選
不在者投票の事務を取り扱う場所、	挙における投票所を設ける場所(川
期間及び時間 (川崎区第19号) 85	崎区第30号)106
◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけ	◇川崎市長選挙及びこれと同時に行う
る期日前投票所及び不在者投票管理	川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選
者の管理する投票記載場所の氏名等	挙における投票管理者及び投票管理
の掲示並びに選挙当日の投票記載場	者の職務を代理すべき者の選任(川
所の氏名等の掲示の掲載順序を定め	崎区第31号)
るくじを行う場所及び日時(川崎区	◇選挙管理委員会の委員長及び委員長
第20号) 85	職務代理者の異動(幸区第6号) 110
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	◇川崎市長選挙における投票所を設け
議院比例代表選出議員選挙における	る場所(幸区第7号) 110
投票所を設ける場所 (川崎区第21号) ····· 85	◇川崎市長選挙における投票管理者及
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	び投票管理者の職務を代理すべき者
議院比例代表選出議員選挙における	の選任(幸区第8号) 112
投票管理者及び投票管理者の職務を	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
代理すべき者の選任 (川崎区第22号) 87	議院比例代表選出議員選挙における
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	投票所を設ける場所 (幸区第9号) 114
議院比例代表選出議員選挙における	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
川崎市川崎区開票区の開票立会人と	議院比例代表選出議員選挙における
なるべき者を定めるくじを行う場所	投票管理者及び投票管理者の職務を
及び日時 (川崎区第23号) 89	代理すべき者の選任 (幸区第10号) 116
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	◇川崎市長選挙におけるポスター掲示
議院比例代表選出議員選挙における	場を設置した場所(幸区第11号)
川崎市川崎区開票区の開票の場所及	◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけ
び日時(川崎区第24号) 89	るポスター掲示場を設置した場所
◇川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選	(幸区第12号)
※におけるポスター掲示場を設置し	○川崎市長選挙における川崎市幸区開
た場所 (川崎区第25号) 89	票区の開票立会人となるべき者を定
○川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選	めるくじを行う場所及び日時(幸区
※における期日前投票所を設ける場	第13号)
所 (川崎区第26号) 103	が
○川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選	票区の開票の場所及び日時(幸区第
	14号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132
者及び投票管理者の職務を代理すべ	◇川崎市長選挙における開票管理者及
る及い投票官理者の職務を11理9 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
	び開票管理者の職務を代理すべき者
◇川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選	の選任(幸区第15号)
挙における不在者投票の事務を取り 切る相互、###7 ながは関 (UU体)に答	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
扱う場所、期間及び時間(川崎区第	議院比例代表選出議員選挙における
28号)	帰国した在外選挙人に係る期日前投
◇川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選	票所を設ける場所(幸区第16号) 132
挙における期日前投票所及び不在者 地票第27名の第27名の第27名と	◇川崎市長選挙における期日前投票所
投票管理者の管理する投票記載場所	を設ける場所 (幸区第17号) 133
の氏名等の掲示並びに選挙当日の投	◇川崎市長選挙において川崎市幸区役
票記載場所の氏名等の掲示の掲載順	所に設置する期日前投票所の投票時
序を定めるくじを行う場所及び日時	間 (幸区第18号)
(川崎区第29号) 105	◇川崎市長選挙における期日前投票所

の投票管理者及び投票管理者の職務	る開票管理者及び開票管理者の職務
を代理すべき者の選任(幸区第19号) 133	を代理すべき者の選任(幸区第30号) 140
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	◇選挙管理委員会の委員長及び委員長
議院比例代表選出議員選挙における	職務代理者の異動(中原区第8号)140
期日前投票所を設ける場所(幸区第20	◇川崎市長選挙におけるポスター掲示
号)136	場を設置した場所(中原区第9号) 140
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけ
議院比例代表選出議員選挙において	るポスター掲示場を設置した場所
川崎市幸区役所に設置する期日前投	(中原区第10号)
票所の投票時間(幸区第21号) 136	◇川崎市長選挙における期日前投票所
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	を設ける場所(中原区第11号) 152
議院比例代表選出議員選挙における	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
期日前投票所の投票管理者及び投票	議院比例代表選出議員選挙における
管理者の職務を代理すべき者の選任	期日前投票所を設ける場所(中原区
(幸区第22号)	第12号)
◇川崎市長選挙における不在者投票の	◇川崎市長選挙における川崎市国際交
事務を取り扱う場所、期間及び時間	流センターに設置する期日前投票所
(幸区第23号)	の投票時間(中原区第13号) 152
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
議院比例代表選出議員選挙における	議院比例代表選出議員選挙において
不在者投票の事務を取り扱う場所、	川崎市国際交流センターに設置する
期間及び時間(幸区第24号) 139	期日前投票所の投票時間(中原区第
◇川崎市長選挙における期日前投票所	14号)153
及び不在者投票管理者の管理する投	◇川崎市長選挙における期日前投票所
票記載場所の氏名等の掲示並びに選	の投票管理者及び投票管理者の職務
挙当日の投票記載場所の氏名等の掲	を代理すべき者の選任(中原区第15
示の掲載順序を定めるくじを行う場	号)153
所及び日時(幸区第25号) 139	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけ	議院比例代表選出議員選挙における
る期日前投票所及び不在者投票管理	期日前投票所の投票管理者及び投票
者の管理する投票記載場所の氏名等	管理者の職務を代理すべき者の選任
の掲示並びに選挙当日の投票記載場	(中原区第16号)155
所の氏名等の掲示の掲載順序を定め	◇川崎市長選挙における不在者投票の
るくじを行う場所及び日時(幸区第	事務を取り扱う場所、期間及び時間
26号) 139	(中原区第17号) 158
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆 	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
議院比例代表選出議員選挙における	議院比例代表選出議員選挙における
川崎市幸区開票区の開票立会人とな	不在者投票の事務を取り扱う場所、
るべき者を定めるくじを行う場所及	期間及び時間(中原区第18号) 158
び日時(幸区第27号)	◇川崎市長選挙における期日前投票所
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	及び不在者投票管理者の管理する投
議院比例代表選出議員選挙における	票記載場所の氏名等の掲示並びに選
川崎市幸区開票区の開票の場所及び	挙当日の投票記載場所の氏名等の掲
日時(幸区第28号) 140	示の掲載順序を定めるくじを行う場
◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけ	所及び日時(中原区第19号) · · · · · · · · · · · 158
る開票管理者及び開票管理者の職務	◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけ
を代理すべき者の選任(幸区第29号)140	る期日前投票所及び不在者投票管理
◇衆議院比例代表選出議員選挙におけ	者の管理する投票記載場所の氏名等

の掲示並びに選挙当日の投票記載場	を設ける場所(高津区第9号) 176
所の氏名等の掲示の掲載順序を定め	◇川崎市長選挙において川崎市高津区
るくじを行う場所及び日時(中原区	役所に設置する期日前投票所の投票
第20号) 158	時間(高津区第10号) … 176
◇川崎市長選挙における投票所を設け	 ◇川崎市長選挙における期日前投票所
る場所(中原区第21号) 158	の投票管理者及び投票管理者の職務
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	 を代理すべき者の選任(高津区第11
議院比例代表選出議員選挙における	号)176
投票所を設ける場所(中原区第22号) 160	 ◇川崎市長選挙における不在者投票の
◇川崎市長選挙における投票管理者及	事務を取り扱う場所、期間及び時間
び投票管理者の職務を代理すべき者	(高津区第12号)179
の選任(中原区第23号) 162	 ◇川崎市長選挙における期日前投票所
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	及び不在者投票管理者の管理する投
議院比例代表選出議員選挙における	票記載場所の氏名等の掲示並びに選
投票管理者及び投票管理者の職務を	 挙当日の投票記載場所の氏名等の掲
代理すべき者の選任(中原区第24号) 164	 示の掲載順序を定めるくじを行う場
◇川崎市長選挙における川崎市中原区	所及び日時(高津区第13号)179
第1開票区の開票立会人となるべき	 ◇川崎市長選挙における投票所を設け
者を定めるくじを行う場所及び日時	る場所(高津区第14号)
(中原区第25号)	 ◇川崎市長選挙における投票管理者及
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	び投票管理者の職務を代理すべき者
議院比例代表選出議員選挙における	の選任(高津区第15号)
川崎市中原区第1開票区の開票立会	 ◇川崎市長選挙における川崎市高津区
人となるべき者を定めるくじを行う	開票区の開票立会人となるべき者を
場所及び日時(中原区第26号) 166	定めるくじを行う場所及び日時(高
◇川崎市長選挙における川崎市中原区	津区第16号)184
第1開票区の開票の場所及び日時	◇川崎市長選挙における川崎市高津区
(中原区第27号)166	開票区の開票の場所及び日時(高津
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	区第17号)184
議院比例代表選出議員選挙における	◇川崎市長選挙における開票管理者及
川崎市中原区第1開票区の開票の場	び開票管理者の職務を代理すべき者
所及び日時(中原区第28号) 166	の選任(高津区第18号)
◇川崎市長選挙における開票管理者及	◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけ
び開票管理者の職務を代理すべき者	るポスター掲示場を設置した場所
の選任(中原区第29号) 166	(高津区第19号)
◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけ	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
る開票管理者及び開票管理者の職務	議院比例代表選出議員選挙における
を代理すべき者の選任(中原区第30	期日前投票所を設ける場所(高津区
号)166	第20号) … 193
◇衆議院比例代表選出議員選挙におけ	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
る開票管理者及び開票管理者の職務	議院比例代表選出議員選挙において
を代理すべき者の選任(中原区第31	川崎市高津区役所に設置する期日前
号) ····· 166	投票所の投票時間(高津区第21号) 193
◇選挙管理委員会の委員長及び委員長	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
職務代理者の異動(高津区第7号) 167	議院比例代表選出議員選挙における
◇川崎市長選挙におけるポスター掲示	帰国した在外選挙人に係る期日前投
場を設置した場所(高津区第8号) 167	票所を設ける場所(高津区第22号) 193
◇川崎市長選挙における期日前投票所	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆

議院比例代表選出議員選挙における	の投票管理者及び投票管理者の職務
期日前投票所の投票管理者及び投票	を代理すべき者の選任(宮前区第12
管理者の職務を代理すべき者の選任	号)
(高津区第23号)	◇川崎市長選挙における不在者投票の
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	事務を取り扱う場所、期間及び時間
議院比例代表選出議員選挙における	(宮前区第13号) 212
不在者投票の事務を取り扱う場所、	 ◇川崎市長選挙における期日前投票所
期間及び時間(高津区第24号) … 196	及び不在者投票管理者の管理する投
◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけ	票記載場所の氏名等の掲示並びに選
る期日前投票所及び不在者投票管理	挙当日の投票記載場所の氏名等の掲
者の管理する投票記載場所の氏名等	示の掲載順序を定めるくじを行う場
の掲示並びに選挙当日の投票記載場	所及び日時(宮前区第14号) 212
所の氏名等の掲示の掲載順序を定め	◇川崎市長選挙における投票所を設け
るくじを行う場所及び日時(高津区	る場所(宮前区第15号)
第25号)196	◇川崎市長選挙における投票管理者及
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	び投票管理者の職務を代理すべき者
議院比例代表選出議員選挙における	の選任(宮前区第16号)
投票所を設ける場所(高津区第26号) 196	◇川崎市長選挙における川崎市宮前区
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	第1開票区の開票立会人となるべき
議院比例代表選出議員選挙における	者を定めるくじを行う場所及び日時
投票管理者及び投票管理者の職務を	(宮前区第17号) 215
代理すべき者の選任(高津区第27号) 198	◇川崎市長選挙における川崎市宮前区
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	第1開票区の開票の場所及び日時
議院比例代表選出議員選挙における	(宮前区第18号)
川崎市高津区及び中原区第2開票区	◇川崎市長選挙における開票管理者及
の開票立会人となるべき者を定める	び開票管理者の職務を代理すべき者
くじを行う場所及び日時(高津区第	の選任(宮前区第19号) 215
28号)201	◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけ
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	るポスター掲示場を設置した場所
議院比例代表選出議員選挙における	(宮前区第20号)215
川崎市高津区及び中原区第2開票区	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
の開票の場所及び日時(高津区第29	議院比例代表選出議員選挙における
号)201	期日前投票所を設ける場所(宮前区
◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけ	第21号)
る開票管理者及び開票管理者の職務	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
を代理すべき者の選任(高津区第30	議院比例代表選出議員選挙における
号)201	期日前投票所の投票管理者及び投票
◇衆議院比例代表選出議員選挙におけ	管理者の職務を代理すべき者の選任
る開票管理者及び開票管理者の職務	(宮前区第22号) 223
を代理すべき者の選任(高津区第31	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
号)201	議院比例代表選出議員選挙における
◇選挙管理委員会の委員長及び委員長	不在者投票の事務を取り扱う場所、
職務代理者の異動(宮前区第9号)201	期間及び時間(宮前区第23号)226
◇川崎市長選挙におけるポスター掲示	◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけ
場を設置した場所(宮前区第10号) 201	る期日前投票所及び不在者投票管理
◇川崎市長選挙における期日前投票所	者の管理する投票記載場所の氏名等
を設ける場所(宮前区第11号)209	の掲示並びに選挙当日の投票記載所
◇川崎市長選挙における期日前投票所	の氏名等の掲示の掲載順序を定める

くじを行う場所及び日時(宮前区第	所及び日時(多摩区第11号)242
24号)	◇川崎市長選挙における投票所を設け
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	る場所(多摩区第12号) 242
議院比例代表選出議員選挙における	◇川崎市長選挙における投票管理者及
投票所を設ける場所(宮前区第25号) 226	び投票管理者の職務を代理すべき者
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	の選任(多摩区第13号)
議院比例代表選出議員選挙における	◇川崎市長選挙における川崎市多摩区
投票管理者及び投票管理者の職務を	及び宮前区第2開票区の開票立会人
代理すべき者の選任(宮前区第26号) … 227	となるべき者を定めるくじを行う場
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	所及び日時(多摩区第14号) 245
議院比例代表選出議員選挙における	◇川崎市長選挙における川崎市多摩区
川崎市宮前区第1開票区の開票立会	及び宮前区第2開票区の開票の場所
人となるべき者を定めるくじを行う	及び日時(多摩区第15号)245
場所及び日時(宮前区第27号) 229	◇川崎市長選挙における開票管理者及
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	び開票管理者の職務を代理すべき者
議院比例代表選出議員選挙における	の選任(多摩区第16号) 245
川崎市宮前区第1開票区の開票の場	◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけ
所及び日時(宮前区第28号)229	るポスター掲示場を設置した場所
◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけ	(多摩区第17号) 245
る開票管理者及び開票管理者の職務	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
を代理すべき者の選任(宮前区第29	議院比例代表選出議員選挙における
号)229	期日前投票所を設ける場所(多摩区
◇衆議院比例代表選出議員選挙におけ	第18号)253
る開票管理者及び開票管理者の職務	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
を代理すべき者の選任(宮前区第30	議院比例代表選出議員選挙における
号)	期日前投票所の投票管理者及び投票
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	管理者の職務を代理すべき者の選任
議院比例代表選出議員選挙における	(多摩区第19号) 253
帰国した在外選挙人に係る期日前投	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
票所を設ける場所(宮前区第31号)229	議院比例代表選出議員選挙における
◇選挙管理委員会の委員長及び委員長	不在者投票の事務を取り扱う場所、
職務代理者の異動(多摩区第6号) 230	期間及び時間(多摩区第20号) 256
◇川崎市長選挙におけるポスター掲示	◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけ
場を設置した場所(多摩区第7号) 230	る期日前投票所及び不在者投票管理
◇川崎市長選挙における期日前投票所	者の管理する投票記載場所の氏名等
を設ける場所(多摩区第8号) 239	の掲示並びに選挙当日の投票記載場
◇川崎市長選挙における期日前投票所	所の氏名等の掲示の掲載順序を定め
の投票管理者及び投票管理者の職務	るくじを行う場所及び日時(多摩区
を代理すべき者の選任(多摩区第9	第21号)256
号)239	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
◇川崎市長選挙における不在者投票の	議院比例代表選出議員選挙における
事務を取り扱う場所、期間及び時間	投票所を設ける場所(多摩区第22号) 256
(多摩区第10号)242	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
◇川崎市長選挙における期日前投票所	議院比例代表選出議員選挙における
及び不在者投票管理者の管理する投	投票管理者及び投票管理者の職務を
票記載場所の氏名等の掲示並びに選	代理すべき者の選任(多摩区第23号) 257
挙当日の投票記載場所の氏名等の掲	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
示の掲載順序を定めるくじを行う場	議院比例代表選出議員選挙における

川崎市多摩区及び宮前区第2開票区	◇川崎市長選挙における川崎市麻生区
の開票立会人となるべき者を定める	開票区の開票立会人となるべき者を
くじを行う場所及び日時(多摩区第	定めるくじを行う場所及び日時(麻
24号)259	生区第17号) 275
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	◇川崎市長選挙における川崎市麻生区
議院比例代表選出議員選挙における	開票区の開票の場所及び日時(麻生
川崎市多摩区及び宮前区第2開票区	区第18号)
の開票の場所及び日時(多摩区第25	 ◇川崎市長選挙における開票管理者及
号)·······259	び開票管理者の職務を代理すべき者
◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけ	の選任(麻生区第19号)
る開票管理者及び開票管理者の職務	 ◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけ
を代理すべき者の選任(多摩区第26	るポスター掲示場を設置した場所
岁) ······ 259	(麻生区第20号)
◇衆議院比例代表選出議員選挙におけ	 ◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
る開票管理者及び開票管理者の職務	議院比例代表選出議員選挙における
を代理すべき者の選任(多摩区第27	期日前投票所を設ける場所(麻生区
号)	第21号)
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆	○
議院比例代表選出議員選挙における	議院比例代表選出議員選挙において
帰国した在外選挙人に係る期日前投	川崎市麻生区役所に設置する期日前
票所を設ける場所(多摩区第28号) 259	投票所の投票時間(麻生区第22号) 284
◇選挙管理委員会の委員長及び委員長	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
職務代理者の異動(麻生区第8号)260	議院比例代表選出議員選挙における
◇川崎市長選挙におけるポスター掲示	帰国した在外選挙人に係る期日前投
場を設置した場所 (麻生区第9号) 260	票所を設ける場所 (麻生区第23号) 284
◇川崎市長選挙における期日前投票所	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
を設ける場所(麻生区第10号) 269	議院比例代表選出議員選挙における
◇川崎市長選挙において川崎市麻生区	 期日前投票所の投票管理者及び投票
役所に設置する期日前投票所の投票	管理者の職務を代理すべき者の選任
時間(麻生区第11号) 269	(麻生区第24号) 284
◇川崎市長選挙における期日前投票所	 ◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
の投票管理者及び投票管理者の職務	議院比例代表選出議員選挙における
を代理すべき者の選任(麻生区第12	不在者投票の事務を取り扱う場所、
" フ) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	期間及び時間(麻生区第25号) 287
◇川崎市長選挙における不在者投票の	◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけ
事務を取り扱う場所、期間及び時間	る期日前投票所及び不在者投票管理
(麻生区第13号)272	者の管理する投票記載場所の氏名等
◇川崎市長選挙における期日前投票所	の掲示並びに選挙当日の投票記載場
及び不在者投票管理者の管理する投	所の氏名等の掲示の掲載順序を定め
票記載場所の氏名等の掲示並びに選	るくじを行う場所及び日時(麻生区
挙当日の投票記載場所の氏名等の掲	第26号)
示の掲載順序を定めるくじを行う場	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
所及び日時(麻生区第14号) 272	議院比例代表選出議員選挙における
◇川崎市長選挙における投票所を設け	投票所を設ける場所(麻生区第27号) 287
る場所(麻生区第15号) 272	◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
◇川崎市長選挙における投票管理者及	議院比例代表選出議員選挙における
び投票管理者の職務を代理すべき者	投票管理者及び投票管理者の職務を
の選任(麻生区第16号) 273	代理すべき者の選任(麻生区第28号) 288

◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
議院比例代表選出議員選挙における
川崎市麻生区開票区の開票立会人と
なるべき者を定めるくじを行う場所
及び日時 (麻生区第29号)290
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
議院比例代表選出議員選挙における
川崎市麻生区開票区の開票の場所及
び日時(麻生区第30号) 290
◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけ
る開票管理者及び開票管理者の職務
を代理すべき者の選任(麻生区第31
号)
◇衆議院比例代表選出議員選挙におけ
る開票管理者及び開票管理者の職務
を代理すべき者の選任(麻生区第32
号)

選挙管理委員会告示

川崎市選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号)第18条第2項に規定する開票区の設定が適用される場合における同法第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される同法第55条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者については、公職選挙法施行令(昭和25年4月20日政令第89号)第49条の12第4項の規定に基づき、次のとおり指定します。

平成29年10月8日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

1 中原区第1開票区の区域に関する投票箱等の送致を 受けるべき開票管理者

中原区第1開票区開票管理者

2 高津区及び中原区第2開票区の区域に関する投票箱 等の送致を受けるべき開票管理者

高津区及び中原区第2開票区開票管理者

3 宮前区第1開票区の区域に関する投票箱等の送致を 受けるべき開票管理者

宮前区第1開票区開票管理者

4 多摩区及び宮前区第2開票区の区域に関する投票箱 等の送致を受けるべき開票管理者

多摩区及び宮前区第2開票区開票管理者

川崎市選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号)第18条 第2項に規定する開票区の設定が適用される場合におけ る同法第61条に規定する開票管理者及び公職選挙法施行令(昭和25年4月20日政令第89号)第67条に規定する、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を選任する区選挙管理委員会について、同令第66条第2項及び第67条第5項の規定に基づき、次のとおり指定します。

平成29年10月8日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

- 1 高津区及び中原区第2開票区 川崎市高津区選挙管理委員会
- 2 多摩区及び宮前区第2開票区 川崎市多摩区選挙管理委員会

川崎市選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号)第18条第2項に規定する開票区の設定が適用される場合における同法第62条に規定する開票立会人となるべき者の届出を行う選挙管理委員会について、公職選挙法施行令(昭和25年4月20日政令第89号)第70条の3第5項の規定に基づき、次のとおり指定します。

平成29年10月8日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

- 1 高津区及び中原区第2開票区 川崎市高津区選挙管理委員会
- 多摩区及び宮前区第2開票区 川崎市多摩区選挙管理委員会

川崎市選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法施行令(昭和25年4月20日政令第89号)第77条に規定する開票に関する書類等の保存を行う区選挙管理委員会について、同条第3項の規定に基づき、次のとおり指定します。

平成29年10月8日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

- 高津区及び中原区第2開票区 川崎市高津区選挙管理委員会
- 2 多摩区及び宮前区第2開票区 川崎市多摩区選挙管理委員会

川崎市選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号)第175条第3項に規定する衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の公職の候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載の順序のくじを行うべき区選挙管理委員会について、公職選挙法施行令(昭和25年4

月20日政令第89号) 第126条第2項の規定に基づき、次 のとおり指定します。

平成29年10月8日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

1 高津区及び中原区第2開票区に属する投票区に掲示 するもの

川崎市高津区選挙管理委員会

2 多摩区及び宮前区第2開票区に属する投票区に掲示 するもの

川崎市多摩区選挙管理委員会

川崎市選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条第1項及 び第5項第2号の規定により、川崎市長選挙を次のとお り行います。

平成29年10月8日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

選挙の期日 平成29年10月22日

川崎市選挙管理委員会告示第12号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙における選挙長 及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合にお いてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和25年 法律第100号) 第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭 和25年政令第89号) 第80条第1項の規定により、次のと おり選任しました。

平成29年10月8日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

1 選挙長

住 所 川崎市麻生区高石5丁目18番10号 氏 名 笠 原 勝 利

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合にお いてその職務を代理すべき者

住 所 川崎市宮前区けやき平1番14-503号 氏 名 平 子 瀧 夫

川崎市選挙管理委員会告示第13号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙における選挙会 の場所及び日時を、公職選挙法(昭和25年法律第100号) 第77条第1項及び第78条の規定により、次のとおり定め ます。

平成29年10月8日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

1 場所

川崎市川崎区宮本町3番地3 川崎市役所第4庁舎4階 第3会議室

2 日時

平成29年10月23日 午後2時

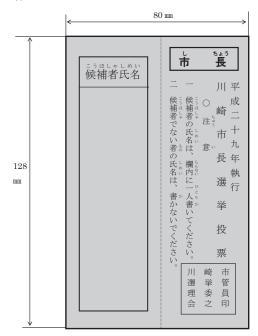
川崎市選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第45条第2項の 規定により、平成29年10月22日執行の川崎市長選挙にお ける投票用紙の様式は、次のとおりとします。

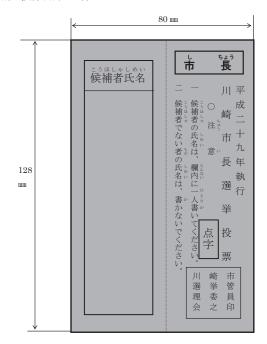
平成29年10月8日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

1 川崎市長選挙の投票用紙の様式



- 備考 1 投票用紙は、片面印刷の方法による。
 - 2 川崎市選挙管理委員会印は、刷込み式とする。
 - 3 用紙の地色は薄オレンジ色とし、文字等の印刷色は黒色とする。
- 2 川崎市長選挙の(点字用)投票用紙の様式



- 備考 1 投票用紙は、片面印刷の方法による。
 - 2 川崎市選挙管理委員会印は、刷込み式とする。
 - 3 用紙の地色はオレンジ色とし、文字等の印刷色は黒色とする。
 - 4 市長 の位置に



(シチョー) と点字で表示する。

川崎市選挙管理委員会告示第15号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙における公職選挙事務執行規程(昭和49年川崎市選挙管理委員会告示第1号)第16条第1項に規定する自動車・船舶用表示板(第12号様式)及び拡声機用表示板(第13号様式)の材質、地色及び文字の色は、次のとおりとします。

平成29年10月8日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

材質等種類	材質	地 色	文字の色
自動車・船舶用 表 示 板	ベニヤ製	オレンジ色	黒 色
拡 声 機 用表 示 板	ベニヤ製	オレンジ色	黒 色

川崎市選挙管理委員会告示第16号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙における公職選挙事務執行規程(昭和49年川崎市選挙管理委員会告示第1号)第55条に規定する標旗(第35号様式)並びに第56条第1項に規定する乗車・乗船章(第36号様式)及び同条第2項に規定する選挙運動員章(第37号様式)の地色及び文字の色は、次のとおりとします。

平成29年10月8日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

地色等種類	地 色	文字の色
標 旗	オレンジ色	黒 色
乗車・乗船章	オレンジ色	黒 色
選挙運動員章	オレンジ色	赤色

川崎市選挙管理委員会告示第17号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙における公職選挙事務執行規程(昭和49年川崎市選挙管理委員会告示第1号)第19条の3第1項に規定する選挙運動用ビラ証紙(第16号様式)の地模様及びその色は、次のとおりとします。

平成29年10月8日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

地模様	地模様の色
	オレンジ色

川崎市選挙管理委員会告示第18号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙における公職選挙事務執行規程(昭和49年川崎市選挙管理委員会告示第1号)第75条第1項に規定する政治活動用自動車表示板(第47号様式)の材質、地色及び文字の色は、次のとおりとします。

平成29年10月8日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

材 質	地	色	文字の色
ベニヤ製	水	色	黒 色

川崎市選挙管理委員会告示第19号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙における公職選挙事務執行規程(昭和49年川崎市選挙管理委員会告示第1号)第77条第1項に規定する政治活動用ポスター証紙(第48号様式)の地模様及びその色は、次のとおりとします。

平成29年10月8日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

地模様	地模様の色
	水 色

川崎市選挙管理委員会告示第20号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙における公職選挙事務執行規程(昭和49年川崎市選挙管理委員会告示第1号)第79条第1項に規定する政談演説会告知用立札・看板類表示板(第51号様式)の地色及び文字の色は、次のとおりとします。

平成29年10月8日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

地 色	文字の色
水 色	黒 色

川崎市選挙管理委員会告示第21号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙における川崎市 選挙公報に関する条例(昭和46年川崎市条例第82号)第 4条第2項及び公職選挙事務執行規程(昭和49年川崎市 選挙管理委員会告示第1号)第63条第2項の規定による 選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 は、次のとおりです。 平成29年10月8日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

1 場 所 川崎市川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎4階 第3会議室

2 日 時 平成29年10月8日 午後5時

川崎市選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条第1項第4号の規定による平成29年10月22日執行の川崎市長選挙における選挙運動費用の支出制限額は、次のとおりです。 平成29年10月8日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

候補者1人につき 23,072,700円

川崎市選挙管理委員会告示第23号

平成31年5月2日で任期満了となる川崎市議会議員 (川崎区選挙区) については、川崎市長選挙の執行に伴い、公職選挙法(昭和25年法律第100号) 第113条第3項 第3号の規定による川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選 挙を行うべき事由が生じました。

平成29年10月8日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

川崎市選挙管理委員会告示第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成29年10月9日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

1 地方自治法第74条第1項(条例の制定又は改廃の請求)及び同法第75条第1項(市の事務の監査の請求)並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項(合併協議会設置の請求)及び同法第5条第1項(同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

24,499人

2 地方自治法第76条第1項(議会の解散の請求)、同 法第81条第1項(市長の解職の請求)及び同法第86条 第1項(副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解 職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項(教育委員会の委員の解職の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

270,824人

3 地方自治法第80条第1項(議会の議員の解職の請求)及び同法第86条第1項(区の選挙管理委員の解職の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

川崎区 62,394人 幸 区 45,490人 中原区 68,913人 高津区 62,390人 宮前区 62,428人 多摩区 58,540人 麻生区 48,160人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項(合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)及び同法第5条第15項(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

204,157人

川崎市選挙管理委員会告示第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成29年10月12日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

1 地方自治法第74条第1項(条例の制定又は改廃の請求)及び同法第75条第1項(市の事務の監査の請求)並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項(合併協議会設置の請求)及び同法第5条第1項(同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

24,501人

2 地方自治法第76条第1項(議会の解散の請求)、同 法第81条第1項(市長の解職の請求)及び同法第86条 第1項(副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解 職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関す る法律第8条第1項(教育委員会の委員の解職の請 求)に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

270,834人

3 地方自治法第80条第1項(議会の議員の解職の請求)及び同法第86条第1項(区の選挙管理委員の解職の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

川崎区 62,415人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項(合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)及び同法第5条第15項(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

204.168人

川崎市選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項第3号及び第4項並びに同法第119条第1項の規定により、川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙を川崎市長選挙と同時に次のとおり行います。

平成29年10月13日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

1 選挙の期日

平成29年10月22日

2 選挙すべき議員の数 1人

川崎市選挙管理委員会告示第27号

平成29年10月22日執行の川崎市議会議員川崎区選挙区 補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は 選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者 を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項 及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第 1項の規定により、次のとおり選任しました。

平成29年10月13日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

1 選挙長

住 所 川崎市川崎区日進町24番地4 氏 名 宮 原 春 夫

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者

住 所 川崎市幸区堀川町72番地21

ラゾーナ川崎レジデンス T3310

氏 名 古 村 重 穂

川崎市選挙管理委員会告示第28号

平成29年10月22日執行の川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙においては、当該選挙区における選挙会の区域と開票区の区域が同一であるので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第1項の規定により当該選挙の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行います。

平成29年10月13日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

川崎市選挙管理委員会告示第29号

平成29年10月22日執行の川崎市議会議員川崎区選挙区 補欠選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法 (昭和25年法律第100号)第77条第1項及び第78条の規 定により、次のとおり定めます。

なお、当該選挙における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行います。

平成29年10月13日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

1 場所

川崎市川崎区富士見1丁目1番4号 川崎市スポーツ・文化総合センター大体育室

2 日時

平成29年10月22日 午後9時15分

川崎市選挙管理委員会告示第30号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙及びこれと同時 に行う川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙における投 票及び開票の順序を次のとおり行います。

平成29年10月13日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

1 投票の順序

川崎市長選挙、川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙の順に行う。

2 開票の順序

各選挙を同時に行う。

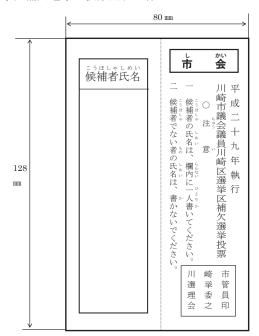
川崎市選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第45条第2項の 規定により、平成29年10月22日執行の川崎市議会議員川 崎区選挙区補欠選挙における投票用紙の様式は、次のと おりとします。

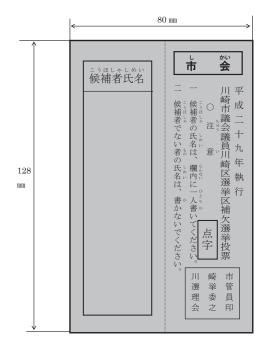
平成29年10月13日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

1 川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙の投票用紙の様式



- 備考 1 投票用紙は、片面印刷の方法による。
 - 2 川崎市選挙管理委員会印は、刷込み式とする。
 - 3 用紙の地色は白色とし、文字等の印刷色は黒色とする。
- 2 川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙の(点字用)投票用紙の様式



- 備考 1 投票用紙は、片面印刷の方法による。
 - 2 川崎市選挙管理委員会印は、刷込み式とする。
 - 3 用紙の地色はあじさい色とし、文字等の印刷色は黒色とする。
 - 4 市会 の位置に



(シカイ) と点字で表示する。

川崎市選挙管理委員会告示第32号

平成29年10月22日執行の川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙における公職選挙事務執行規程(昭和49年川崎市選挙管理委員会告示第1号)第16条第1項に規定する自動車・船舶用表示板(第12号様式)及び拡声機用表示板(第13号様式)の材質、地色及び文字の色は、次のとおりとします。

平成29年10月13日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

材質等種類	材質	地 色	文字の色
自動車・船舶用 表 示 板	ベニヤ製	白 色	黒 色
拡 声 機 用表 示 板	ベニヤ製	白 色	黒 色

川崎市選挙管理委員会告示第33号

平成29年10月22日執行の川崎市議会議員川崎区選挙区 補欠選挙における公職選挙事務執行規程(昭和49年川崎 市選挙管理委員会告示第1号)第55条に規定する標旗 (第35号様式)並びに第56条第1項に規定する乗車・乗 船章(第36号様式)及び同条第2項に規定する選挙運動 員章(第37号様式)の地色及び文字の色は、次のとおり とします。

平成29年10月13日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

種類	地色等	地	色	文字	の色	
標	旗	白	色	黒	色	
乗車・	乗船章	白	色	黒	色	
選挙運	動員章	白	色	赤	色	

川崎市選挙管理委員会告示第34号

平成29年10月22日執行の川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙における公職選挙事務執行規程(昭和49年川崎市選挙管理委員会告示第1号)第75条第1項に規定する政治活動用自動車表示板(第47号様式)の材質、地色及び文字の色は、次のとおりとします。

平成29年10月13日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

材質	地 色	文字の色
ベニヤ製	桃 色	黒 色

川崎市選挙管理委員会告示第35号

平成29年10月22日執行の川崎市議会議員川崎区選挙区 補欠選挙における公職選挙事務執行規程(昭和49年川崎 市選挙管理委員会告示第1号)第77条第1項に規定する 政治活動用ポスター証紙(第48号様式)の地模様及びそ の色は、次のとおりとします。

平成29年10月13日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

地模様	地模様の色
	桃色

川崎市選挙管理委員会告示第36号

平成29年10月22日執行の川崎市議会議員川崎区選挙区 補欠選挙における公職選挙事務執行規程(昭和49年川崎 市選挙管理委員会告示第1号)第79条第1項に規定する 政談演説会告知用立札・看板類表示板(第51号様式)の 地色及び文字の色は、次のとおりとします。

平成29年10月13日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

地色	文字の色
桃 色	黒 色

川崎市選挙管理委員会告示第37号

平成29年10月22日執行の川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙における川崎市選挙公報に関する条例(昭和46年川崎市条例第82号)第4条第2項及び公職選挙事務執行規程(昭和49年川崎市選挙管理委員会告示第1号)第63条第2項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成29年10月13日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

1 場 所 川崎市川崎区宮本町3番地3 川崎市役所第4庁舎4階 第3会議室

2 日 時 平成29年10月13日 午後5時

川崎市選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条第1項第4号の規定による平成29年10月22日執行の川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙における選挙運動費用の支出制

限額は、次のとおりです。

平成29年10月13日

川崎市選挙管理委員会

委員長 笠 原 勝 利

候補者1人につき

6,800,000円

市長選挙選挙長告示

川市長選告示第1号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙における選挙長の事務を取り扱う場所は、次のとおりです。

平成29年10月8日

川崎市長選挙

選挙長 笠 原 勝 利

川崎市川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎1階 川崎市選挙管理委員会事務室 ただし、平成29年10月8日午前8時30分から午後5時 までの間における選挙長の事務を取り扱う場所は、次の とおりとします。

川崎市川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎4階 第6・7会議室

川市長選告示第2号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙における、公職 選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用す る同法第62条第2項又は第4項の規定による選挙立会人 となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時は、次の とおりです。

平成29年10月8日

川崎市長選挙

選挙長 笠 原 勝 利

1 場所

川崎市川崎区宮本町3番地3 川崎市役所第4庁舎4階 第1会議室

2 日時

平成29年10月19日 午後5時30分

川市長選告示第3号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙について、公職 選挙法(昭和25年法律第100号)第86条の4第1項及び 第2項の規定による候補者の届出及び推薦の届出の日で ある同年10月8日は日曜日ですので、選挙供託事務執務 時間規程(昭和30年法務省訓令第1号)第1条の規定に 基づき、当日特に午前8時30分から午後5時まで供託事 務を取り扱う供託所として、横浜地方法務局川崎支局を 指定した旨横浜地方法務局長から通知がありました。

平成29年10月8日

川崎市長選挙

選挙長 笠 原 勝 利

川市長選告示第4号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙の候補者として、次のとおり届出がありました。

平成29年10月8日

川崎市長選挙

選挙長 笠 原 勝 利

届出 受理 番号	届 出 年月日	届出の別	ふりがな 候補者の氏名	本 籍	住 所	生年月日 (満 歳)	党派	職業	一のウェブサイト 等のアドレス
1	平成 29 年 10 月 8 日	本人届出	_{よしざわ} 吉沢 あきこ	神奈川県	神奈川県川崎市多摩区生田8丁目16番18号	昭和 39 年 3 月 14 日 (満 53 歳)	無所属	政治団 体役員	http://yoshizawa-ak iko.jp
2	平成 29 年 10 月 8 日	本人届出	ふくだ のりひこ 福田 紀彦	岡山県	神奈川県川崎市宮前区大蔵 2 丁目 13 番 33-106 号 パークハウス美しの森ヒルサイド	昭和 47 年 4 月 20 日 (満 45 歳)	無所属	川崎市長	http://www.fukud a-norihiko.com/
3	平成 29 年 10 月 8 日	本人 届出	^{いちこ} 市古 ひろかず	神奈川県	神奈川県川崎市中原区上平間 1700 番地 331	昭和23年 8月21日 (満69歳)	無所属	団 体 役 員	http://newkawasa ki.jp

川崎区告示

川崎市川崎区告示第5号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第2項の規定による個人演説会の開催のための施設の設備の程度その他必要な事項及び同令第121条の規定による

公職の候補者等が納付すべき費用の額は、次のとおりで す。

平成29年10月5日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

三 高 (小 小 (大 (大

(7) 十亿																	
				絡行す	納付すべき費用の額(円)	(組)			京	備の	程度	N	の 衙	必要な	₩	層	
施設の名称	設備を	4	同左の 面積	<u></u>	Ш			蛍光灯	対画	1 1	~	出租		1	-7 N -	1 2 2 2	
	る	占	(m²)	图图	夜間	米 田	照明(而w问個電子灯何W何個		演壇 何 脚 しいす何脚		昭米/市 (いす何脚)	弁士控室	場所・何いず	何 脚 いす何脚	45万 (その色
1 殿 1	町体育	自	852.00	8, 448	27, 389	28, 896	L E D 電 灯		32個	ガーフッル	1脚	500 脚	体育館舞台 袖	デーフ・ル	な し な し	有	土足禁止
2 四 3	谷体育	館	749. 18	8, 448	27, 389	28, 896	ハロケンランフ。	,° 400W	18個	ガーフッル	1脚	500 脚		ts L		有 マイク2本	土足禁止
#	本	館	741.00	8, 448	27, 389	28, 896	水銀灯	760W	15個	ガーフッル	10 脚	330 脚	体育館舞台 袖か放送室	テーフ・ル	な し な し	有 マイク2本	土足禁止
S ₩	特活動	超	180.00	8, 448	27, 389	28, 896	蛍光灯	40W	24個	ガッケーデ	18 脚	的 脚	13 L	テーフ・ル		巣	
4 大 f	師体育	館	470.90	8, 448	27, 389	28, 896	L E D 電灯	75.7 w	40 個	ボーフ・ル	1脚	450 脚	舞台裏	チーフルル	なしなし	有 4/1/2本	土足禁止 貼紙禁止 飲食禁止
2 11 4	島 体育	自自	705.50	8, 448	27, 389	28, 896	水銀灯	400W	18個	1, 7-7 1, 1	1脚	500 脚	体育館舞台 袖	₹ L		有マイク2本	土足禁止
9	· 体育	單	749.00	8, 448	27, 389	28, 896	水銀灯	400W	18個	パーフ・ル	2 磨	500 脚	体育館放送室	テーフ・ル	ななして	車	士足禁止、演壇、弁士控室 用いすは聴衆 用 と 共 用
\rangle \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau	ろ 存 恒	祖	676.00	8, 448	27, 389	28, 896	ハロケンライト	400W	16個	デーブル大袖机	1 歴 2	450 脚	体育館内 ミーティング ルーム	ガーフルル	15 脚25 脚	有7/1/2本	土足禁止 貼紙禁止 飲食禁止
× 8	島 体育	自自	680.00	8, 448	27, 389	28, 896	L E D 電灯		24個	アーフ・ル	1 脚	400 脚	体育館舞台袖	チーフ・ル い 寺	2 脚	有マイク2本	土足禁止、張紙 注意、飲食禁 止、天井電球2 ヶ所故障
9 漢	田 春 声	铂	693. 80	8, 448	27, 389	28, 896	電灯	400W	12個	T . T - T	1 脚	300 脚	体育館舞台袖	サーフ・ル	なしなし	有702本	土足禁止 貼紙禁止 飲食禁止

三馬区 2 (小孙校)

	_	П		I	T	Г	ī	1	Г		9	П	
		その色	土足禁止 貼紙禁止	体育館改修中 のため使用不 可	土足禁止			デブル、いすは 持 込 み 可 能 貼紙禁止		土足禁止 飲食禁止	使用の際は、必ず シートを敷くこと。	上足禁止 貼紙禁止	土足禁止飲食禁止
鬥	な 事 7 ル		≠		有 7/1/2本	有 7 <i>仆</i> 2本	有 7/// 1本	柜	有 7 <i>仆</i> 2本	有	有7472本	有 7/1/2本	有
な事								なな					1 脚
ト	1	場所・何いて	7		7	7	۔	, r.	7	7	٦	7	, r .
各		弁士控室	12		rt.	ż,	7,	体育館放送室デーー	ź,	13	<i>t</i> z	t,	体育館放送室 デー
6	6						<u> </u>		п	п			
#~	1	部系圧 (いす何期)	解 009		350 脚	450 脚	500 脚	200 脚	400 脚	(1998年)	座 009	400 脚	座 00.2
程度	7 " N	何 脚いす何脚	1 脚		1脚	1 脚	1 脚	1 脚	1 脚	1脚	1 脚	1 脚	1 脚
備の	7		ボーフ・ル		ザーフ・ル	デーフ・ル	デーフ・ル	1 " L - T	デーブル	デーフェル	デーブル	デーフ・ル	W . L - T
影		演演	垣			国 国	厢	 国 国	田 田	甲		甸甸	۲/ FB
IIII		可有	20個		10個20個20個	18	16個	4 18	4 22	18個	18個	18	W1組で 4個
	第 1	何 W 何個 電 灯 何 W 何個	200W		400W 500W	400W 400W	M099	40W	40W 500W	400W	400W	400W 400W	7, 200W
	照明		電灯		水銀灯投光器	水銀灯電灯	水銀灯	軍光光大米銀灯	蛍光灯電	電灯	電灯	水銀灯電灯灯	電灯 400W、200W1 組で 16 個、500W 4 個
(組)	(口) (大 田		28, 896		28, 896	28, 896	28, 896	28, 896	28, 896	28, 896	28, 896	28, 896	28, 896
納付すべき費用の額(円)	ш	夜間	27, 389		27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389
納付す	 	国	8, 448		8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448
	同左の 面積 (㎡)		705, 50		325.00	558.00	880.00	859.00	897.00	707.20	540.00	493.68	616.00
	設備をす	る 簡 元	体育館	本言館	体育館	体育館	体育館	体 育 館	体育館	体育館	体 育 館	体育館	体育館
			田	田	田	重		山	量	量	褔	雪	臣
	施設の名称	I	東	\(\frac{1}{2}\)	災	東大	匝	田	兼	加	[11]	Ξ	乓
	挥	2	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

三馬区3 (小孙校)

		その色	上足禁止 飲食禁止 土曜貸出不可、 日曜は月に1 回貸出不可の ため要確認				
運	章 1 1	44.7 版 (有・無)	有 マイク2本				
#		脚)					
<i>t</i> z	7-7	何 脚 いす何脚					
涃	7		٦				
苅		場所・	ţ				
の他必		弁士控室					
0	.14		上				
N	生生	応水/油 (いす何脚)	200 脚				
茰	_						
型	1 、 レーチ	何 脚 いす何脚	W ° L - F				
0	7	しい、					
備		演壇					
影	蛍光灯 入	19 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	30個				
		照明	無 ランプ 後				
(田)		ж п	28, 896				
納付すべき費用の額(円)	ш	夜間	27, 389				
納付す	並	昼間	8, 448				
	同左の面積	(m²)	570.00				
	. 4.1	る 箇 別	存 恒 電				
	施設の名称		田 克 接				
	摇		21				

三 高 日 子 (日 子 (日

	イ 十 イ エ																		
			Ī	納付す	納付すべき費用の額(円))額(円)			弘	備。	の 程	椡	N	の 他	苅	展	な事	通	
擢	施設の名称	説 る 簡 を	す	計	В	米	照明	蛍光灯何W何個電 加個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個		演壇	テーフ゛ル 何 脚 いす何脚		聴衆席(いす何期)	弁士控室	[場所	•	テーフ゛ル 何 期 いず何脚	拡声機 (有・無)	その他
1	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	師 体育負	館 927.72	8, 448	27, 389	28, 896	L E D 電灯	58	28個	, , , ,	1 to 1	1	800 脚		7,	7		極	士足禁止 (上履 きかスリッパ を使用するこ と)
2	南大	師体育	館 999.75	5 8, 448	27, 389	28, 896	水銀灯	400W 24	24個	デーブ	Ä	1 脚	500 脚		7,5	7		有 ~1/2 本	使用の際は必ず シーを敷くこと。 控室としてステー ど 横使用可。 最紙禁止
3	± =	島体育	館 672.00	8, 448	27, 389	28, 896	ハロケ [*] ン灯 2 灯 1 セット	400W 24	24個	1, 1, 1		1 脚	800 脚	ミーティング。	生い	生徒用机いま	18 脚 18 脚	有 有線マル (舞台3 フロア2) ワイ ヤレスマイク2	使用の際は、必ずシーを敷くこと ととした整定に 上足禁止(上履きかスリッパを使用)
4	核	本体育食	館 981.00	8, 448	27, 389	28, 896	水銀灯 残 置 灯	100W 20	20 個 4 個	デーブ	N	1 脚	400 脚	体育館舞台袖	1 _	7 , 1	な なし	争	使用の際は、 必 ずシートを 敷 く こ と
2	盟	港体育負	館 1,000.00	8, 448	27, 389	28, 896	水銀灯	400W 24	24個	・アーチ	J. 1	1 脚	500 脚	放送室	(2)	to	3 脚	单	士足禁止 (上履 きかスリッパが 必要)
9	Щ	島 体育	自																体育館改修中のため使用不可
7	点	町体育魚	館 998.95	5 8, 448	27, 389	28, 896	ハロゲンライト 水銀灯	250W 4	4個24個	デーフ・	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 脚	600 脚		t,	٦		单	使用の際は必ず シートを敷くこと 土足禁止
∞	類田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	田 (本) (本)	角目																体育館改修中の ため使用不可
6	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	見 体育負	館 1218.00	8, 448	27, 389	28, 896	水銀灯 残置灯	400W 28	28 個6 個	Ţ-7°)	4	1 脚	800 脚	体育館	デーブー	, t	なしなし	卓	使用の際は必ず シートを敷くこと 土足禁止
10	9	崎 体育負	館 947.82	8, 448	27, 389	28, 896	水銀灯	500W 28	28 個	デーデ	Ą	1脚	500 脚		7	٦		有 マイク4本	士足禁止 (要上 履き、スリッ パ)、張紙禁止

三扇区 2 (市立画等学校)

ᆝᆘᆇ同寺수Ҟ	サイベノ																		
			納付す	納付すべき費用の額(円)	(組)		.jusii		備の	の 程	漸	W	の 他	苅	展	72 =	#	通	
施設の名称	設備をする 箇所	同左の 面積 (m³)	址	Ш	朱	照明	- 蛍光灯 何W何個 電 灯 何W何個	演演		テーフ゛ル 何 脚 いす何脚		聴衆席 いす何脚)	弁士控室		デ- 場所・ 何 いハ	テーフ゛ル 何 脚 いす何脚	(4 # P	拡声機 (有・無)	その他
1 川 扇	· 本 育 館	2129.4	2129.4 8, 448	27, 389	28, 896	L E D 電 灯	254W 96		バーフ・ル	Ą	1 脚	500 脚		7	٦		12	有 31/1/2本	土足禁止 貼紙禁止 冷暖房無し

川崎区6(公民館)

•	1 2 1																		
				納付す	納付すべき費用の額((組)		崧	備の	の程	庚	N	6	色水	必要	\$	₩.	層	
推	施設の名称	設備をす		址	В		(蛍光灯			, ,		世事				デーフ・ル	_	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
į		8 图	積(㎡)	昼間	夜間	*	照明		演壇	何 脚 いす何期		で水舟 (いす何脚)		#H 例	場所・何いす	何 脚 いす何脚		(有・ (有・ 無)	その合
	教育文化			午前 47,630		午前 55,638	ホ"ーサ"ーライト	2列 引	演壇	柜				,	4		E	1	
н	次 ((()	大	1,952.00	午後 70,840	87, 230	十夜 83,490 夜間 103,158	第2シーリング・ライト 1列 フロントサイド・スポーットライト 1式	1.20元	がアードル		10 脚	1,961脚	第 1 楽屋		1 3	≥ fr.	8 歴	4472本	
	教育文化			午前 5,940		午前 6,578 午後								難	4 <u>n</u>	妻 デーブル2脚 いす10脚		有マイク6本	
7		会議室、	470.62	午後 7,480	10, 780	8,426 夜間 12,386	ボーダー C L ライト		運	声	1m2	300 脚		Н	エレベータ脇	デーフ*ル4脚 いす27脚		(ワイヤレス 2本 有線 4本)	
	教育文化	***		午前 1,760		午前 2,112	7		演	单								1	
ಣ	会館大師 分 館	7. 研 四 形 补	139.00	午後 1,980	2,640	十後 2,376 夜間 3,168	軍 光 知 スポットライト		がアードル		1 脚 2 脚	100 脚			\$\$	ے	D-	7472本	
	教育文化	NA PAR		午前 1,760		午前 2,112 7%	÷		演	单								4	
4	会館田島分館田島		176.00	午後 1,980	2,640	十後 2,376 夜間 3,168	国 光 灯スポットライト		アーフェル		1 脚 10 脚	80 脚		,	7	ے	D	4472本	

幸 区 告 示

川崎市幸区告示第2号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第 2項の規定による個人演説会の開催のための施設の設備 の程度その他必要な事項及び同令第121条の規定による 公職の候補者等が納付すべき費用の額は、次のとおりで す。

平成29年10月5日

川崎市幸区長

章 | | | | | |

 (本) 可 () (本) () (本) () (本) () () () ()		I				Ī	I	I	I	I	1			I		I
15 15 15 15 15 15 15 15			6								土足禁止 貼紙禁止			壇上使用不可	貼紙禁止	土足禁止 貼紙禁止
(元) (元	層	大	(有・無)	有	有	Jm €3	有 4/7 2 本	单	車	单	有 ~1/2 本	有	有 マイク2本	有マイク2本	有 ~イク2本	单
150 150		(N " L -	脚 寸何脚]					1 脚								
1				1		, ,		, ,						6送		
150 150	到	:	弁士控室 (f_d	_f		*	ドク	*	*	7	7	*	<i>‡</i>	4	*
(17年78人)	W			400 脚	400 脚		解 009	400 脚	200 脚	解 009	500 脚	450 脚	200 脚	400 脚	450 脚	200 脚
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		~	巨		1 脚	在超		1脚				1 脚				
19 19 19 19 19 19 19 19		7.		, ,	. 7 .		, ,	7	, ,	, ,	演壇 テーフ*ル	弁士用濱壇 な育館用パイプレンす	, L	, ,	, 1-	, ,
15 15 15 15 15 15 15 15	端				18個		8個36個	16 個		20 個	12 個 12 個 4 個	個	18 個		16 個	18 個
15 15 15 15 15 15 15 15				400W	400%		200W 100W	400W 220W	400W	1KW	400W 220W 250W	400%	400W	250W 400W 500W	400W	184W
1. + 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.		1	照明		鍛	水銀灯	7.	鍛	/u ¹ / ^x 置 灯		水 銀 灯 ナトリウムランプ 電 灯	鏡	光	鍛鍛		Ω
1. + TX	(組)			28, 896	28,896	28, 896	28, 896	28, 896	28, 896	28, 896	28, 896	28,896	28,896	28, 896	28, 896	28, 896
1. + TX	べき費用の	Ш		27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389
2	納付す	*		8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448
A		同左の面積	(m²)	770.00	513.00	768.00	705.50	949. 00	600.00	468.00	616.00	546.00	600.00	655. 50	340.00	579.00
機 毒 m m m m 体 m m m m m 体 m m m m m 体 m m m m m M m m m m m M m m m m m M m m m m m M m m m m m M m m m m m M m m m m m M m m m m m M m m m m m M m m m m m M m m m m m M m m m m m m M m m m m m m m M m m m m m m m m m m m M m m m m m m m </td <td></td> <td>設備をす</td> <td>る 箇 所</td> <td>氚</td> <td>仁</td> <td>1</td> <td>KIEL</td> <td>氚</td> <td>氚</td> <td>仁</td> <td>7 11 - +</td> <td>仁</td> <td>乍</td> <td>讏</td> <td>仁</td> <td>仁</td>		設備をす	る 箇 所	氚	仁	1	KIEL	氚	氚	仁	7 11 - +	仁	乍	讏	仁	仁
A	<u>\</u>				戸		絙			1	#=			加	$\stackrel{\leftarrow}{\sim}$	夢見ケ崎
		握	1	1	2	ಣ	4	rc	9	7	∞	6	10	11	12	13

幸 区 2 (中学校)

					L																	
納付すべき費用の額(円)					納付すべき費用の額(円)	:き費用の額(円)	質(円)				亞	無	の程	庚	W	6	6 分	涃	な	#	严	
編を中間	副左の 平 画左の 平 面積 本 一 一 面積 下 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	同左の	同左の	土		Н				蛍光灯何"何	が		デーフ・	(11	生生				デーフット	_	黎丰华	
る 箇 所 (m²) 昼 間 夜 間 休 日	る 箇 所 (m²) 昼 間 夜 間 休 日	窗 m (mt) 昼 間 夜 間 休 日	(㎡) 昼間 夜間 休日	昼間 夜間 休日	間を間体目	間休日	Ш	监	照明	間 別 間 間 間 個 個 個 個 個 個 個 個 個 個 個 個 個 個 個	面内面	演壇	何 脚 いす何脚		応水/市 (いす何脚)	弁士控室		場所・	何 脚 いす何脚		払戸機 (有・無)	その色
南河原 図書室 72.00 8,448 27,389 28,896 蛍	河原 図書室 72.00 8,448 27,389 28,896	書 室 72.00 8,448 27,389 28,896	72.00 8,448 27,389 28,896	8, 448 27, 389 28, 896	27, 389 28, 896	28,896		泄	5 光灯	40W	30個	テーフッル	" t	1 脚	48 脚		73	, ,	,		なし	土足禁止
御 幸 体育館 928.8 8,448 27,389 28,896 水	体育館 928.8 8,448 27,389 28,896 水	育 館 928.8 8,448 27,389 28,896 水	928.8 8, 448 27, 389 28, 896 π	8, 448 27, 389 28, 896 π	27, 389 28, 896 水	28,896 水	¥	长	銀灯	400%	16個	演 デーフ	が直が	1 期	650 脚		12	۲,	,		有 マイク2本	土足禁止 貼紙禁止
塚 越 体育館 923.65 8,448 27,389 28,896 LE	越 体 育 館 923.65 8,448 27,389 28,896	育館 923.65 8,448 27,389 28,896	923.65 8, 448 27, 389 28, 896	8, 448 27, 389 28, 896	27, 389 28, 896	28,896		LE	LED 灯		30個	演デーブ	増づす	1脚	500 脚	推	神しい	, ,	4	3 脚 3 脚	有 マイク2本	水銀灯一部故障 土足禁止、沖冷敷く 貼紙糊付け禁止
日 吉 体育館 620.00 8,448 27,389 28,896 電	体育館 620.00 8,448 27,389 28,896	育 館 620.00 8,448 27,389 28,896	620.00 8,448 27,389 28,896	8, 448 27, 389 28, 896	27, 389 28, 896	28,896		恒田	1 大	200W	48 個	デーブ	1 p	1 脚	500 脚		73	,	,		有 71/3本	土足禁止、シトを敷く 貼紙糊付け禁止
南加瀬 体育館 999.63 8,448 27,389 28,896 蛍	体育館 999.63 8,448 27,389 28,896	体育館 999.63 8,448 27,389 28,896	999.63 8,448 27,389 28,896	8, 448 27, 389 28, 896	27, 389 28, 896	28,896		涆	光灯	400W	28個	アーブ	N.	1 脚	900 脚		<i>t</i> z	,	,		有	土足禁止

$\overline{}$
41/4
12.7
杹
75.1
龇
`.' <u>.</u>
佪
1. 1
ᄸ
IC
TL
\sim

			\Z 11
			土足禁止、シトを敷く 貼紙糊付け禁止
		有	有 7 <i>仆</i> 2本
		1脚	5 脚
	小議定	アーフル	い (Xデージ・下 版 以 が
	6 階小会議		ステーシ
		84 脚	800 脚
		1脚	1 脚
		デーフ。ル	V . L - 7
		48個	90個
		40W	400W
		蛍光灯	水銀灯
		28,896	27, 389 28, 896
		8, 448 27, 389 28, 896	27, 389
			8, 448
		180.00	805.00
十枚)		大佘議室	体育館
(中工同中子校)		総合科学 大会議室	#
			23

幸 区3 (公民館)

1	1 1 1																		
				納付す	納付すべき費用の額(円)	(組)		殼	備	0	程 度	N	0	他必	海	1/2	垂	祖	
佰	施設の名称	設備をすった。	_	土	Н		一 強光	八		デーブ	_ 1/ ·	事				, ,			
!	<u> </u>	る 箇 所	(m²)	昼間	夜間	米	照明 m m m m m m m m m m m m m m m m m m		演壇	何脚いず何脚		************************************)		場所・	何 脚 いす何脚		岩戸級 (有・無)	その他
ĺ				午前 15,070		午前 16,522 左※	ホ、一タ、一ライト	2 列	演庫	— —	.1mr		第 1.	第1~第2楽屋	1141			五 (1)	を付用い
	幸市民館	1 幸市民館 大ホール	872.00	午後 17,490	24, 530	十後 19,426 夜間 27,874	シーリング、スポットライト 1式 フロントサイドスポットライト1式	1 H H	1, C-F	~ to	4 脚	840 脚		ドラ	1, 1 - 7 1, 1		3 脚	2 + 2	18 脚長机 5 脚
		4		午前 3,850		午前 4,620 7.20	Taleyk		演	柜	.1mr								受付用いす
62	幸市民館	人 (八 (州)	191.00	午後5,390	6, 930	十夜 6,468 夜間 8,316	(まつ) シーリング・ライト		17	デーブル	4 脚	200 脚			なし		<u> </u>	7/1/2本	9脚 長机 3脚
c	幸市民館	第3.第4	C L	午前 2,090	C C	午前 2,508 午後	蛍光灯 32w×2	36 個	演	—————————————————————————————————————	.lm	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						柜	立れ・看板の類の掲示は
	日吉分館	李國	150.04	十倭 2,750	3, 320	3,300 夜間	蛍光灯 27w×1	19 個	ガーフ ル	7	1 脚	120 MA	<u> </u>		بر ح		<u> </u>	4/13本	2階入口のみ 掲 示 可
						4,224													

中原区告示

川崎市中原区告示第2号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第 2項の規定による個人演説会の開催のための施設の設備 の程度その他必要な事項及び同令第121条の規定による 公職の候補者等が納付すべき費用の額は、次のとおりで す。

平成29年10月5日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

中原区1 (小学校)

					納付す	納付すべき費用の額(円)	%(円)			京区	備	の 程	里 度	4	の 他	苅	要な	 	頂	
同左の 平 日	ず 同左の 平 田積	ず 同左の 平 田 積	出址	ш			—		蛍光灯 何w何個	位位		, ,	- A	4			7-7	7		
る 箇 所 (m ¹) 昼 間 夜 間 休 日	개 (m²) 昼間 夜間 休日	개 (m²) 昼間 夜間 休日	昼間 夜間	間を間体目	間休日	ш	ш,	照明	10 m 15 16 17 17 17 17 17 17 17	面立面	演壇 (何 脚 いす何脚		************************************	弁士控室	場所	何 脚 いす何脚		74. (有・無)	その他
下河原 体育館 617.00 8,448 27,389 28,896 計	体育館 617.00 8,448 27,389 28,896	館 617.00 8,448 27,389 28,896	8, 448 27, 389 28, 896	27, 389 28, 896	28,896		水十	水 銀 灯 ナトリウム灯	400W	20個	演 テー7゛ い	, 喧 , ル , オ	有 1 脚 1 脚	580 脚	図書館	デーフ	i to	8脚	有 7/1/2本	
平 間 体育館 963.06 8,448 27,389 28,896 台	体育館 963.06 8,448 27,389 28,896	館 963.06 8,448 27,389 28,896	8, 448 27, 389 28, 896	27, 389 28, 896	28, 896		水白	水銀灯白熱灯	400W	20個	デーブ	μ, φ	1脚	580 脚	放送室	デーフ	= +6	1 脚 1 脚	有 7 <i>仆</i> 2本	
王 川 体育館 600.00 8,448 27,389 28,896 LE	体育館 600.00 8,448 27,389 28,896 L	館 600.00 8,448 27,389 28,896 L	8, 448 27, 389 28, 896 L	27, 389 28, 896 L	28, 896 L	Г		ED 灯	400W	22 個	演デーブ	"直"	有 1 脚	500 脚		な	٦		有 70/3本	マル3本のうち 2本有線。残り 1本は無線。
下沼部 体育館 900.00 8,448 27,389 28,896	体育館 900.00 8,448 27,389 28,896 本	館 900.00 8,448 27,389 28,896 本	8,448 27,389 28,896	27,389 28,896	28,896 本	白水	白水	熱灯銀灯	400W	4個	, L - it	N.	1 脚	回 009		Z,	\rightarrow		有	土足厳禁 貼紙禁止 工事中のため 車両乗入禁止
苅 宿 体育館 540.00 8,448 27,389 28,896 株	体育館 540.00 $8,448$ $27,389$ $28,896$ $\frac{\pi}{R}$	館 540.00 8,448 27,389 28,896	8,448 27,389 28,896 残	$27,389$ $28,896$ $\frac{\pi}{8}$	28,896	水炭	水熋	銀灯 置灯	400W 500W	18個	Ť-7°	M.	1 脚	400脚		12	7		有 ~1/02本	土足禁止 貼紙禁止
木 月 体育館 543.71 8,448 27,389 28,896 LE	体育館 543.71 8,448 27,389 28,896 L	館 543.71 8,448 27,389 28,896 L	71 8, 448 27, 389 28, 896 L	27,389 28,896 L	28, 896 L	니		ED 灯	400W	40個	演 塩 デーフ゛ル い す	増づす	世 里 里 里	500脚	控え室	アーブ	* *	2脚	有 7/02本	土足禁止 貼紙禁止
東住吉 体育館 751.77 $8,448$ $27,389$ $28,896$ $\frac{\pi}{38}$	体育館 751.77 8,448 27,389 28,896	館 751.77 8,448 27,389 28,896	77 8, 448 27, 389 28, 896	27, 389 28, 896	28,896	1	水贱	開銀口	500W	18 個	, C - 1	Ž.	1脚	200 脚		な	ے		有 7 <i>付</i> 2本	晴雨にかかわ らず土足禁止
住 吉 体育館 749.50 8,448 27,389 28,896 水	体育館 749.50 8,448 27,389 28,896	館 749.50 8,448 27,389 28,896	50 8, 448 27, 389 28, 896	27, 389 28, 896	28,896		长	水銀灯		20個	デーフ	N.	1脚	600 脚		な	٦		有 7 <i>仆</i> 2本	土足・貼紙禁止 工事中 のため車両乗入れ禁止
井 田 体育館 729.00 8,448 27,389 28,896 残局	体育館 729.00 8,448 27,389 28,896	館 729.00 8,448 27,389 28,896	8, 448 27, 389 28, 896	27, 389 28, 896	28,896		水線が	水 銀 灯 残置 (ハロゲ ンランプ)	220W 500W	16個	演 テー7、 麻	· 埴 ル 加.	有 大1 2 題	740 脚		な	7		有 7/1/2本	
10 今 井 体育館 851.23 8,448 27,389 28,896 電	体育館 851.23 8,448 27,389 28,896	館 851.23 8,448 27,389 28,896	23 8, 448 27, 389 28, 896	27, 389 28, 896	28,896		水電	水銀灯 電 灯	220W	32個6個	, L-7	N.	1脚	200 脚		75	7		有 7 <i>小</i> 2本	
上九子 体育館 503.40 8,448 27,389 28,896 市	体育館 503.40 8,448 27,389 28,896	館 503.40 8,448 27,389 28,896	40 8, 448 27, 389 28, 896	27, 389 28, 896	28,896		水白	銀灯数灯	600 w 1000 w	18個	蔥	塩	大1組 小2組	450 脚		な	٦		なし	貼紙禁止 土足禁止
12 西九子 体育館 720.00 8,448 27,389 28,896 豫	体育館 720.00 8,448 27,389 28,896	館 720.00 8,448 27,389 28,896	8, 448 27, 389 28, 896	27, 389 28, 896	28,896		水残	水銀灯残置灯	400W 500W	18個	デーフ。	Ų,	1脚	200脚		<i>t</i> z	7		有	

中原区 2 (小评校)

						E	Í			i i				1		,			ţ	
					約付すぐ	納付すべき費用の額(円)	額(円)			談	備	の 権	赵	¥	の 角	爻	要な	₩	鬥	
左	施設の名称	設備をす	をす。同左	同左の面	址	Ш			蛍光灯 何"何個			. 7 -	_ //	中年相			T - 7	(M .	秦 丰 4	
			別 付		图图	夜間	米	照明	17 W 17 III 電 灯 何 W 何 個		演壇	何 脚 いす何脚		%%/A (いす何脚)	弁士控室	[場所	行・何 脚いす何期	脚间脚	が戸隊 (有・無)	その色
13	#	原体育館		1, 067. 38	8, 448	27, 389	28, 896	蛍光灯 電 灯	40W, 20W 400W, 200W 2	4個20個	演 テーフ	- 埴 * ル	1脚	500脚		な	7		有 マル2本	土足·貼紙禁止 飲食禁止
14	回	—————————————————————————————————————		865. 19	8, 448	27, 389	28, 896	水銀灯	360W 2	20 個	演べい	増減や	. 1 期	500 脚		Ž,	٦		有 7/1/2 本	土足禁止 貼紙禁止 飲食禁止 ストーブ使用の 場合、向きに注意 すること
15	K	本	祖	912. 00	8, 448	27, 389	28, 896	水銀灯	MF400W]	16個	1	÷ ,	1 脚	800 脚		*	ے		有 7 <i>付</i> 2本	土足禁止
16	下小田中	#																		体育館改修工事のため 使用不可
t T		本有	館	919. 00	8, 448	27, 389	28,896	水銀灯	400W 1	12個	17	7	1脚	200 脚		\$	٦		有701本	土足禁止 貼紙禁止
1.	THE YES	及 年 田 一	記簿	128.00	8, 448	27, 389	28,896	蛍光灯	400W 2	24 本	ゲーブル		15 脚	80 脚		*	٦		有 7//1本	土足禁止 貼紙禁止
18	大 徐	本 本 マリーナ		936. 00	8,448	27, 389	28, 896	LED XT	254W 24個	24個	バ ・	٦,	1 脚	1000脚		ţ	٦		有7472本	上足厳禁。 貼紙禁止。 水分がこぼれる と床がはがれる ので要注意
19	ろ 学 教	校 本 一 一 一		890.90	8, 448	27,389	28, 896	水銀灯	100W 2	20 個	#	_		120 脚		45	٦		有 マグ2本	土足禁止。 床下に磁気ル 一ず(に磁気ル 一ずが設置き れているため、 水分をこぼす 等要注意のた が、飲食禁止。 大雨のあとの 雨もれの可能

<u>+</u>	(中学校)															
				納付す.	納付すべき費用の額(円))額(円)		設備	の 毛	程 度	4 0	の 他	必要	な事	通	
一一	施設の名称	設備をする 箇 所	同左の 面積 (m²)	世	日	*	強光が 何w何個 電が 何w何個	演	(テーフ・ル何) (利) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大		職衆席 (いす何脚)	弁士控室	- 編	テーフ゛ル 何 脚 いす何脚	拡声機 (有・無)	ものか
1	盟	体育	961.00	8, 448	27, 389	28, 896	水 銀 灯 ナトリウムランフ [°] 電 灯	個 漢塩 ポチデブル 個	T-7" W	1 組 加	200 脚		<i>t</i> t		柜	
2	H	体 青	850.00	8, 448	27, 389	28, 896	水 銀 灯 400W 20個		量"(在 1 選	500 脚		7 2		棰	土足・飲食厳禁。 椅子を出す際に必ずシ ートを敷くこと。
က	年															体育館改修工事のため 使用不可
4	田 #															体育館改修工事のため 使用不可
22	♠	等 活動室	120.00	8, 448	27, 389	28, 896	蛍光灯 40W 26個	個 な	7		由 66	相談室	テーフ・ル	1脚6脚	12 L	土足禁止
9	中原	体育館	762.60	8, 448	27, 389	28, 896	水 銀 灯 400W 24個電 灯 400W 4個	11/	N . L -	1脚	400脚		7		年	土足厳禁
7	fa К	体育館	720.00	8, 448	27, 389	28, 896	水 銀 灯 400W 23	圓	演 塩 7 テーブル	有 4 脚	300 脚		7		年	土足禁止貼紙禁止
8	西中原	特 活動室	88.16	8, 448	27, 389	28, 896	蛍光灯36W8	8個 デーい	· 7、ル ・カ	有 10脚 50脚	35 脚	サポート 教室	デーブルい	2 脚 10 脚	#	
	(市立高)	等学校)														
1	Z	体青館	1, 440. 00	8, 448	27, 389	28, 896	蛍光灯 400W電 灯 270W	32 個 デ・	ガーフ・ル	1 期	950 脚		, t		有	いすを使用す る場合は、シ

N N	民館、
過	⊗

		その色									
項	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	松戸破 (有・無)	有702本								
 -	_ 1	脚脚									
\$	ボーフ ル	何 脚 いす何脚	9								
涃		場所・	т.								
芍			f (1								
そのあぶ		弁士控室	キ ー ア控え室								
0		h)									
	世事	でまた。 (いす何脚)	350								
庚			2 脚								
型	テーフ・ル	何 脚 いす何脚	有								
0	1	何い、	歯 デーフ゛ル い す								
備		演壇	が デ い								
荥	_	T F	1								
	蛍光灯何"何值	19 W 19 個 電 灯 何 W 何個	14 14 15 17 17 17 17								
		照明	ホ* ータ* -ライト シーリング* ライト アッパ* ーポリゾ* ントライト								
額(円)		米	午前 10,054 午後 12,430 夜間								
納付すべき費用の額(円)	В	夜間	15, 180								
納付す~	址	昼間	午前 9,240 午後 11,220								
	同左の 面積	(m²)	291.00								
	設備をす	る 箇 所	後 ≒ 田 1 5								
			原 領								
	施設の名称		中市民								
	推		H								

高津区告示

川崎市高津区告示第1号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第 2項の規定による個人演説会の開催のための施設の設備 の程度その他必要な事項及び同令第121条の規定による 公職の候補者等が納付すべき費用の額は、次のとおりで す。

平成29年10月5日

川崎市高津区長

表 配 咖啡 説かか

い断を設

平成 29 年 9 月

川崎市高津区選挙管理委員会

※休日とは、土曜日・日曜日・祝祭日です。

		その他	士足禁止 東橘中学校が 管理	土足禁止 貼紙禁止	士足禁止 校庭は車乗り 入れ禁止	土足禁止	士足禁止 校庭は車乗り 入れ禁止		土足禁止	全面改修中につき貸出不可	土足禁止	土足禁止 校庭は車乗り 入れ禁止	士足禁止 校庭は車乗り 入れ禁止	士足禁止 敷地内は車乗 り入れ禁止
	祖	拡声機 (有・無)	有	有 マイク2本	有 ~1/22本	有	有 マイク2本	有 マイク2本	有 マイク2本		有 2 <i>付</i> 2本	有 ペか2本	有 ~1/2 本	单
	な事	テーフ゛ル 何 脚 いす何脚	8 脚 3 脚				2 脚		0 脚			1 暦 8 暦	1 脚5 脚	26 脚
	海	テー 場所・ 何 いす	1 , 1 , 1 , 1 , 1 , 1 , 1 , 1 , 1 , 1 ,	7		7	1, L-1		1, 1-1		7	1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 ° 1 ° 1
	6 必	弁士控室	を育館袖 デン	<i>t</i> z	<i>t</i> s	7,	今 叢 室 ^{デ.}	ţ	ニティングルームデ		舞台袖2階 な	体育館袖 デ.	乗台袖 デ	議室で
	6 3	藤衆席 (いす何脚) ^手	700脚	800 脚	200 脚	200 脚	300 脚 🤞	200 脚	-		700 脚	400 脚 4	300 脚	350 脚 会
	程度	テーフ゛ル 何 脚 いす何脚 ((1 脚	1 脚	1 脚	1 脚	1 脚	1	1脚5脚		1 脚	1 脚	1 脚	1 脚
	備の	(デー 演壇 (何) いす	7-7 W	サーフ・ル	アーフェル	ガーフ ル	テーフ・ル	デーフッル	デーフッル		ガーフ ル	ル・アーテ	デーフッル	ル、ケーチ
	京		40 個	24個	16個	18個	40 個	22 個	20個4個		36 個	8個4個	20 個	20個20個
		蛍光灯何W何個電 型	Z60W	M097	400W	400%	70W	1 kW 100W	400W 500W		188W	400W 400W	400w 270w	400W 270W
		照明	11,"-711 XT	水銀灯	電灯	電灯	LED電灯	軍光大口機力	水銀灯ハロケン		TED 電灯	水銀灯 残置灯	水 銀 灯 ナトリウム灯	水銀灯 ナトリウム灯 ハロケ・ンランプ。
	網(円)	米	28, 896	28,896	28, 896	28,896	28, 896	28,896	28,896		28,896	28, 896	28, 896	28, 896
	納付すべき費用の額(円)	В	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389		27, 389	27, 389	27, 389	27, 389
	納付す	井	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448		8, 448	8, 448	8, 448	8, 448
		同左の 面積 (m³)	756.00	832. 00	720.00	600.00	470.00	540.00	970.00		630.00	482. 00	940.00	630.00
		設備をする 箇 所	体育館	体育館	体育館	体育館	体育館	体育館	体育館		体育館	体育館	体育館	体育館
高津区 1 (小学校)		施設の名称	子母口	橘	玉	東高津	坂戸	人	車	梶ヶ谷	人来	上作延	久 地	中女衆
過・		施言	1	2	33	4	വ	9	7	∞	6	10	11	12

-33-

			その他	全面改修中につき貸出不可	土足禁止	土足禁止	土足禁止		土足禁止	士足禁止 貼紙禁止 拡声器不具合有 障害用トイレ有	土足禁止	土足禁止	南武線沿いのた め窓を閉めた状 態でも騒音がひ どい		土足禁止フリッパ体参
	通	秦平		全0	有2472本	伸	柜		一	無批	有 4/1/2本	有 ~ 4/1/2本	南武 有 め窓 なが2本 熊で どい		4 1 1
	の他必要な事	[N. T-T	弁土控室 場所・何 脚 ()(1)		7 %	<i>‡</i>	舞台右側袖		<i>‡</i>	なし	し な	<i>‡</i>	舞台袖(2階)の放送室が弁士の控室として利用可能		な
	N	中	昭永清 (いす何脚)		420 脚	解 009	400脚		200 脚	700 脚	800 脚	800 脚	500 脚		解 009
	程度	7 11 1	何 脚いす何脚		1脚	1 脚	1脚		1 期	1 脚	1 脚	1 脚	1 脚		1脚
	備の	1	演壇 何 いす		ナーフッル	ガーブ ル	デーフ・ル		ル・アーナ	ガーフ・ル	7-7" N	ル・アーテ	デーフ・ル		デーブ・ル
	京				10個	40個	24個		40 個	20個4個	24個4個	40 個	30 個		30 個 16 個
		一蛍光灯	10 W 10 個 電 灯 . 何 W 何個		200w	MOZ J	400W		11 260W	500W 水銀灯	r 170W	4000	r 151W		400W
			照明		電	LED電灯	水銀灯		エハ゛ーライト 灯	水銀灯 500%その他水銀灯	LED 電灯 残置灯	電灯	LED 電灯		水銀灯 1刊が4灯
	額(円)		ж		28, 896	28, 896	28, 896		28, 896	28, 896	28, 896	28, 896	28, 896		28, 896
	納付すべき費用の額(円)	Н	夜間		27, 389	27, 389	27, 389		27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389		27,389
	納付す	土	昼間		8, 448	8, 448	8, 448		8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448		8, 448
		同左の 面積	(m^2)		522.00	732.00	682.07		1360,00	712.00	965.00	600,00	480.00		756.00
		設備をす	る 箇 別		体育館	体育館	体育館		体育館	体育館	体育館	体育館	体育館	F学校)	旧体育館
2.4.12 (小孙校)		施設の名称		新作	下作延	西梶ヶ谷	南原	小校)	東	鯗	世	西高洋	東高	(市立高等	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		施製	l I	13	14	15 国	16	<u>⊕</u>	H	2	8	4	rc	<u>+</u>)	-

			その他	1・2 階に掲示	このの米75の 寸法は、560mm 、150 i	× 1, 100mm に 限る		17 4 7 1	アグルヤーン	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	# [[
			₩	1: 1:	で 下 >	× 受 × r,		7 7	Λ T 2]	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ц Е		
	严	1 全	松戸機 (有・無)		有 7(1)2本		右 マイク2本 (有線1 無線1)						
	#	1 11 1	何 脚いす何脚										
	要な	7-7			± 40				_)			
	爻		場所・		アーア				~	6			
	他		弁士控室										
	0)	11			第1				듚	<u>.</u>			
	4	由	堀水畑 (いす何脚)		座 009		72 脚						
	程 度	(N .	√ # 10			15 脚	TO Thek			24 脚8 勝			
	0)	テーフ・ル	何 脚 いす何脚		≥ ″	to		兼		九	to		
	備	J	演壇	演壇	デーフッル	5		演壇		崊	2		
	款				2 列			4 万[]	1列				
		蛍光灯何W何個電 灯帽											
			照明		ホ"ータ"ーライト ライトハ"トン		LED 電灯 スポットライト						
	額(円)		休日	午前 14,080		夜間 25,432	午前	2, 112	午後	2,376	夜間	3, 168	
	納付すべき費用の額(円)	平田種間後間		圖					2,640				
	納付す~			午前	12, 628		午前	1, 760	午後	1,960			
		同左の 面積	(m²)		190.70								
		設備をす			48.3.4 全國 中國 中國								
		設備	10	;		無	6 第 3	4	館				
高津区3 (公民館)		施設の名称	[吐	3	尔				
高津区3 (公民館		据			2 個 七 権								

宮前区告示

川崎市宮前区告示第1号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第 2項の規定による個人演説会の開催のための施設の設備 の程度その他必要な事項及び同令第121条の規定による 公職の候補者等が納付すべき費用の額は、次のとおりで す。

平成29年10月5日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

表 配 喇 説かか

が 施 粉)

平成 29 年 9 月

川崎市宮前区選挙管理委員会

※休日とは、土曜日・日曜日・祝祭日です。

12 12 13 14 15 15 15 15 15 15 15
20
設備をす 同左の の 所 の の の の の の の の の の の の の の の の の
N
M

宮町区2 (小呼校)

	T						1								
		その他	土足禁止	土足禁止	土足禁止 飲食禁止	士足禁止 貼紙禁止 床デプ 貼禁止		土足禁止	土足禁止	土足厳禁 飲食厳禁 貼紙禁止 床デプ 貼禁止	土足禁止	土足禁止 飲食禁止	土足禁止 貼紙注意	土足禁止 (シート有)	士足禁止 貼紙禁止 飲食禁止
鬥	# #	払戸機 (有・無)	有	有	单	有		单	有 4//3 本	有 ~1/15本	有 リイヤレスマイク 3 本(スタン ド 3、内 卓上1)	有	有	有 マイク2本	有 71/13本
な 事	7 " 11	何 脚いす何脚											4 脚 10 脚	1 脚 10 脚	
脚	1	場所・何いず	7	7	ے 	7		7	7	7	品品	7	77, W-4 F-7 N V) \$	テーフッル	7
6		弁士控室 寸	13	13	<i>t</i> z	1/2		£,	13.	13.		\$	体育館内ミーテ <i>インング</i> テ - い	舞台脇 デ	13.
8	11 11	昭永県(いず何脚)	450 脚	300 脚	400 脚	700 脚		邮 006	700 脚	200 脚	850 脚	750 脚	上 解 002	200 脚	200 脚
程度	7 " 1	何 脚いす何脚	7 脚	1 脚	1 脚	1 脚		1脚	1脚	1 脚	1 脚	1 脚	1 脚	1 脚 10 脚	1 脚
(A)	1	演壇 何 いす	ガーブル	ゲーブ・ル	ナーフ・ル	ガーフ・ル		ル・アーテ	テーフ・ル	バ ・ ケーチ	W " L - T	サーフ ル	ガーフ・ル	ガーフ・ル	デーフ ル
荥	Z I		7個6個	4個16個	20 個	20 個 20 個 4 個		24 個	15個6個	12個6個	21 個6 個	20個4個	24個	個	20 個 4 個
	軍光道	10 M 10 但 電 灯 何 W 何個	500W 400W	40W 500W	400W 500W	400W 400W 300W		400W	400W 500W	400W 400W	400W 400W	400W	500W	400W 12	400W 500W
		照明	LED 灯 LED 灯	蛍光灯 電 灯	/n/v/シシンプ 電 灯	水 銀 灯 ^{ルゲン灯} 電 灯		水銀灯	水銀灯電灯灯	水銀灯蛍光灯	電加度	水 銀 灯 電 灯	電灯	水銀灯	水銀灯電灯
額(円)		朱	28, 896	28, 896	28, 896	28, 896		28,896	28, 896	28, 896	28, 896	28,896	28,896	28,896	28, 896
納付すべき費用の額(円)	ш	夜間	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389		27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389
納行す	17	曾	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448		8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448
	同左の 面積	(m^2)	491.00	552.00	540.00	742.50		1053.00	726.00	890.00	693. 00	82 '686	00 '096	691.00	720.00
	設備をす	る 箇 所	体育館	体育館	体育館	体育館		体育館	体育館	体育館	体育館	体育館	体育館	体育館	体育館
Ĭ.	施設の名称		‡ 生	瀬	直	看	学校)	重	(4	1	五 與 玉	日	#	瀬	井
<u>۲</u> ۲	を対し	4	14	15 大	16 梅	17 ±	# 	1 H	2 野	3 有	4	5 直	9	7	∞

宮前区3(公民館)

										_								
		その他	H T	メごろ アーブン2 暦 、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										その色				
通	章 丰 4	松戸隊 (有・無)		有24/1/2本			乍	7172本				項	1 全	考 (本・兼)		争	71/3本	
要な事	テーフ・ル	場所・ 何 脚いす何脚		第3楽 屋			,					要な事	デーフ ル	場所・ 何 脚いす何脚		,		
の他必		弁士控室		第1~第3 楽			77	¥				の他必		井 土 控 二		-	Z,	
度 そ	由	電彩馬 (いす何脚)		超 006			ST.	100 脚				度そ	自	8000000000000000000000000000000000000		THE COLO	至 200	
の程月	F-7 11	何 脚 いす何脚 J	棰		す 15脚		Į	熊				番	F-7 " N	何期いず何期	有	2	ル 2 脚	
備	, J	演壇	演壇	ボーフ ル	2			闽				備の	<u>`</u>	演壇	東	2	デーフッル	をい
· 克克	(蛍光灯)	照明 ででで でで で	ホータ・ーライト 2 列	シーリング・ライト 1 万U フロントサイト、スホ。ットライト	1 1			部屋全体照明				縫	(蛍光灯)	照明 個"何個 個		蛍光灯 177W 30個		
)額(円)		Ж	午前 17,314	午後 20,218	夜間 28,666	午前	7,77	2, 508	夜間	3, 300)額(円)		¥ ==	午前3.160			夜間 2 800
納付すべき費用の額(円)	Н	夜間		夜間 25,322			i i	2,750				納付すべき費用の額(円)	ш	夜間		(4,840	
納付す	土土		午前 15,862 午後 18,282		午前 1,760 午後 2,090				納付す	<u>#</u>	图	中	2,640	4 後	3, 740			
	同左の 面積 (m³)		1050.00		100.00					同左の 面積 (㎡)		199. 96						
	設備をする 箇 所			ホール				集公室			۲)		設備をす	る 簡 円		4	米 织	
	施設の名称				Č	計	1 1	2 中 居	青生分館		(指定施設		施設の名称		大臣, 既	4 版·對川 生確学習	1 支援施設	(74)-/)

多摩区告示

川崎市多摩区告示第1号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第 2項の規定による個人演説会の開催のための施設の設備 の程度その他必要な事項及び同令第121条の規定による 公職の候補者等が納付すべき費用の額は、次のとおりで す。

平成29年10月5日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

詞表 咖啡 常务会

公 道 插 焸

平成 29 年 9 月

川崎市多摩区選挙管理委員会

※休日とは、土曜日・日曜日・祝祭日です。

		その色	土足禁止	土足禁止	土足禁止	土足禁止	土足禁止・禁煙 貼紙は養生テープを 使用.面鋲禁止	土足禁止 男女別トイレあり	土足禁止 貼紙禁止	土足禁止	土足禁止	体育館改修 工事のため 使用不可	上足禁止禁 煙	土足禁止	土足禁止	土足禁止
	断	拡声機 (有・無)	有 21/22本	有 7(1)2本	有	单	有24/22本	单	有 21/22本	有	有 マイク2本		有 21/22本	单	有24/33本	丰
	い要な事	テーフ・ル 場所・ 何 脚 いす何脚	難 台 袖	ts L	テーフ・ル 1脚 い す 5脚	ts L	ts L	ts L	Ø 9	ts L	テーフ・ル 2脚いす 4脚		上手、下手) テーフ・ル 1脚 い す 1脚	台袖2階 テーフ・ル 1脚 い す 3脚	テーフ・ル 1脚 い す 3脚	7,
	の 他 必		#%	7,	が送室 「	7	*	7,	79	7,	ミーティング・ル テーム		ステージ (上号	体育館の舞台: (放送室) ^デ	体育館 放送室 v	*
	か	聴衆席(いす何脚)	500 脚	400 脚	400 脚	200 脚	座 009	450 脚	200 脚	的 的	250 脚		500 脚	400 脚	500 脚	的 的
	程度	- 7 ル 脚 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対	1 脚	1 脚	1 脚 5 脚	1 脚	1 期	1 脚	1 脚	1 脚	1 脚		1期	3 脚	1 脚	1 脚
	備の	演壇 (デーリン) (対	が、アーデ ル	ガーフ・ル	デーフ・ル	W . T - T	1, 7-7 to 1	ガーフ・ル	が、アーデ	ガーフ・ル	1. 7-7 to 1		1, 7-7 for 1	ガーフ・ル	デーフッル	ガーブル
			22 個	6 個 4 個	6 個 4 個	22 個	10 個	12個	20個	18個	24個		16個	15個	30個	24 個
		(M)	灯 400W	是 灯 400W 热 灯 400W	艮灯 500W 灯 400W	灯 400W	是 大丁 500W 14大丁 500W	丘 灯 40W 灯 400W	14大丁 400W	良灯 400W 重灯 500W	县 灯 400W		是大丁 800W	良灯	D 110 形	艮 灯 400W
		照明	儬	小 白 熱	市電電	攪	水銀灯汁1974灯	蛍電電	ナトリウム灯	水銀	水銀		水銀	水銀	л я	水銀
)額(円)	* H	28,896	28,896	28,896	28,896	28,896	28,896	28,896	28,896	28, 896		28,896	28,896	28, 896	28, 896
	納付すべき費用の額(円)	日 夜 間	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389		27, 389	27, 389	27, 389	27, 389
	納付す	出	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448		8, 448	8, 448	8, 448	8, 448
	(1	同左 <i>の</i> 面積 (m³)	866.00	450,00	470.80	743.00	900.00	552, 00	611.95	570,00	677.00		785.00	785.00	419.40	998. 75
		設備をする 箇所	体育館	体育館	体育館	体育館	7 11 - 1	体育館	体育館	体育館	体育館		体育館	体育館	体育館	体育館
5 華 (宁 塚 乙)		施設の名称	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	長 尾	宿河原	四	留 庙 中	下布田	声	押	東生田	H11	年	南生田	恒	押
多 摩小		施設	1	2	3 1	4	rΩ	9	Ĺ	8	6	10	11	12	13	14

≫ 平区 2 (中平校)

1				納付す	納付すべき費用の額(円)	額(円)			京	備の	の程	闽	8	の 他	必要	芝 な	重	通	
街	施設の名称	設備をすれ	_	土	В			蛍光灯 何w何個	_	_	, ,	_	中			ボーフ ル	1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			T (m²)	昼間	夜間	休日	照明	19 M 19 IB 電 灯 何 W 何個		演壇 (何 脚 いす何脚	2	************************************	弁士控室	場所・	何 脚 いす何脚		が (有・無)	その他
	田嬰	H 格技室	312.00	8, 448	27, 389	28, 896	L E D	100W	回 09	デーア	ا - 1	祖祖	12 L		デーブ	ル 1脚 す 1脚		なし	土足禁止
2	本 表	体育館	963.00	8, 448	27, 389	28, 896	水銀灯電加灯	400W 2 100W 2 500W	24 個 27 個 8 個	デーブ	N 1	脚	400 脚		<i>t</i> s	7	44	有 マイク2本	土足禁止
₀	智 插 中	alm.																	体育館改修工事 のため使用不可
4	钷	体育	691.03	8, 448	27, 389	28, 896	水銀灯		12 個	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	田	200 脚	舞台袖	fr1	1脚		柜	貼紙禁止 土足禁止
rc.	井田田	田 体育館	888.90	8, 448	27, 389	28, 896		40W 400W	4個24個	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1)/ I	由	解 009	体育館控	館 控 室 い す 準 備 テーブ ル	準備すれば 1 脚	巨	作	シーを敷く以外は 土 足 禁止
9	事 任	4 本	502.00	8, 448	27, 389	28, 896	水銀灯	500W	12 個	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		垂	600 脚		2F 放送室	A		在 2 超 数 十	土足禁止 2F放送室は臨時 設置なら可能 渡り廊下部分も 土足禁止
7	軍	雪 体育館	967.00	8, 448	27, 389	28, 896	水銀灯	400W 2	28 個	演 テー7 、 い	車が上	1 1 1 1 1	400 脚		75	7	1st	有24/22本	土足禁止
14	(公民館)																		
			北	4 世		午前 15.202				軍	神								

有*************************************
Щ
₩
函 906
有 5 脚 20 脚
演 塩 デーフ [*] ル い す
2 列 1列 1式
ホ*ータ* -ライト シーリング* テイト フロントサイト* ライト
午前 15,202 午後 18,106 夜間 26,554
23, 210
i 台 午前 349.00 13,750 i 席 午後 664.00 16,170
舞 台 349.00 客 席 664.00
大ホール
居 館
₩ —————————————————————————————————

麻生区告示

川崎市麻生区区告示第2号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第 2項の規定による個人演説会の開催のための施設の設備 の程度その他必要な事項及び同令第121条の規定による 公職の候補者等が納付すべき費用の額は、次のとおりで す。

平成29年10月5日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

展記の名称 名 語 所	1				納付ず	納付すべき費用の額(円)	額(円)	益	4	の程度	度 そ (の 他	必 離	な 事	严	
Right A			背無な子	同左の	H	Ш		光灯					11	*		
長 引 体 育 的 552.34 8.448 27.389 28.896 不利74 form 20m 6 的 7-7° b 1時 450 的 不一次 横 5-7° b 140 的 百生 株育 的	撠	設の名称	以端 42.9 名 箇 所	面積 (m²)	-	.		明會可		テー/ ル 何 脚 いす何脚	藤衆席 (いす何脚)	弁士控室		/ 脚 -何脚	拡声機 (有・無)	その色
西生出 体育館 721.05 8,448 27,389 28,886 LED 158 7-7*h 1時 600期 7-74*h 1時 全租 体育館 721.05 8,448 27,389 28,886 LED 158 7-7*h 1時 600期 7-7*h 15期 金租 体育館 463.60 8,448 27,389 28,886 LED 158 7-7*h 1月 600期 7-7*h 10期 百合品 株育館 463.60 8,448 27,389 28,886 LED 804 7-7*h 1月 600期 7-7*h 1月 百合品 株育館 463.61 27,389 28,886 A.847 1,000 A.9712 27*h 1月 700期 7-7*h 1月 百合品 株育館 463.61 27,488 28,886 LED 804 7-7*h 1月 700期 7-7*h 1月 百合品 465 46.418 27,389 28,886 A.847 4000 A.948 7-7*h 11期 700期 7-7*h </td <td></td> <td></td> <td><u> </u></td> <td>552.34</td> <td>8, 448</td> <td>27, 389</td> <td>28, 896</td> <td>400W 4 スゲブ 500W 6</td> <td>1 T</td> <td><i>λ</i> 1</td> <td>450 脚</td> <td>ステージ横</td> <td>, L 1</td> <td>1脚 窗宜準備</td> <td>有 *1/2 本</td> <td>土足禁止</td>			<u> </u>	552.34	8, 448	27, 389	28, 896	400W 4 スゲブ 500W 6	1 T	<i>λ</i> 1	450 脚	ステージ横	, L 1	1脚 窗宜準備	有 *1/2 本	土足禁止
(本)	2	₩	<u> </u>	721.05	8, 448	27, 389	28, 896	銀 灯 400W	7-7	4	(解 009	PTA会議	* 1		本 2000年 1000年	貼紙禁止 土足禁止 西門のみ使
(本)								灯 500W 4					. 101	4 脚 15 脚	4 7 ();	用 (車は2台 駐車可)
金 程 体育館 870.00 8,448 27,389 28,896 水銀灯 200m 20個 5-7° k 1 脚 600 脚 会職金 5-7° k 10脚 商台丘 体育館 453.60 8,448 27,389 28,896 水銀灯 1,000 k/712 個 7-7° k 1 脚 500 脚 本品人 7-7° k 1 即 南百合丘 体育館 672.00 8,448 27,389 28,896 L E D 80 個 7-7° k 1 脚 500 脚 本品人 7-7° k 1 脚 東福寺 体育館 690.00 8,448 27,389 28,896 L E D 80 個 7-7° k 1 脚 700 脚 本品人 7-7° k 1 脚 東福寺 体育館 646.31 8,448 27,389 28,896 本銀灯 400 M 1 個 7-7° k 大脚 600 脚 本子沙 1 四 50 脚 東福寺 体育館 672.00 8,448 27,389 28,896 本銀灯 400 M 7-7° k 大脚 400 脚 小育 1 四 50 m	ಣ	千代ヶ丘	本	590.00	8, 448	27, 389	28, 896	E D 1	1. L	<i>Jl</i> 1	400 脚	7° 11111-15	,	30 脚	有 ~1/2 本	士足厳禁 貼紙注意 (養 生テープのみ)
麻 生 体育館 453.60 8,448 27,389 28,896 水銀灯1,000 M/X12 個 テーブ・ル 1脚 500 脚 ホームペ テーブ・ル 7 9 6 脚 南百合丘 体育館 672.00 8,448 27,389 28,896 L E D 80 個 8-7*ル 1 脚 300 脚 ホームペ テーブ・ル 7 9 m 2脚 東福士 体育館 690.00 8,448 27,389 28,896 本サゲンケ灯 500W 4個 テーブ・ル 大月脚 5-7*ル 大月脚 500 脚 ボーナリン・ガ 500W 4個 テーブ・ル 大月脚 5-0 脚 ボーナリン・ガ 500W 4個 カーブ・ル 大月脚 5-0 脚 ボーナリン・ガ 500W 4個 カーブ・ル 大月脚 5-0 脚 ボーナリン・カ 50脚 近 カーブ・ル 50脚 ボーナリン・カ 50脚 ボーナリル・カ 50m ボーナリル・カ 70m ボーナリル・カ 70m ボーナリル・カ 70m	4		熈	870.00	8,448	27, 389	28, 896	銀灯 400W 銀灯 220W	1	1	一	会議室	, L -	10 脚	有7472本	トイレ男女障各 1 土足厳禁
百合丘 体育館 672.00 8,448 27,389 28,896 LED 80個 7-7° h 1脚 300 脚 ホームペラーフット ース います 2脚 南百合丘 体育館 690.00 8,448 27,389 28,896 ホーナッケイ 500W 4個 高田ナリウムケイ 400W 10個 テープ・ル 1脚 700 脚 ボーナング 700 脚 50 脚 東福寺 体育館 646.31 8,448 27,389 28,896 水磯灯 500W 6個 高田 550W 4個 高田 500W 4個 大ラのW 20個 テープ・ル 大月脚 カーカ 400脚 600 脚 テープ・ル 素庭科室 ウンプ・カ カーカ 50 脚 50 脚 工作寺 体育館 672.00 8,448 27,389 28,896 水磯灯 400W 4個 400W 4個 大ラのW 4個 大ラのW 4個 大ラット テープ・ル カーナ カーリ脚 400 脚 小 す 小 す カーフ・ル 小 す 小 す 小 す 1期	rΟ		{ III	453.60	8, 448	27, 389	28, 896	水銀灯 1,000 炒312 個	ナーブ	<i>I</i> //	200 脚				有7474本	土足禁止 貼紙禁止 施錠確認
南百合丘 体育館 690.00 8,448 27,389 28,896 A B A A A A A A A A A A A A A A A A A A	9	<□	体育	672.00	8, 448	27, 389	28, 896	E D	ι _Γ	N 1	300 脚	ボームベ トレスベ	, r	2 脚 6 脚	有7/1/2本	照明は十分な 明るさ 土足禁止 貼紙禁止
東 枯 生 体育館 690. 00 8,448 27,389 28,896 n f f f f f f f f f f f f f f f f f f f	7	百	体育													体育館 改修工事
真福寺体育館646.318,44827,38928,896電 灯 500W4個でつずか 4個でいす 小1脚600 脚家庭科室での 中での 中ない す 小1脚600 脚家庭科室での 助 す つ が す か り か す か り か す か り か す か り か す い す い す 12 脚工作本 作 作た で か ま い ま に か ま に か ま い ま に か か ま い ま い す い す 12 脚本 銀 い ま い ま い ま い ま い ま い ま い ま い ま い ま い	∞	推	存	690, 00	8, 448	27, 389	28, 896	チハロケシン灯 220W コロケーン 灯 500W ロケーン 灯 500W 圧ナトリウム灯 400W	7-7	N 1	100 脚	1.4274-5	, L 17	1 20	有7472本	土足禁止
虹ケ丘 工業等 中央 中央体育館 体育館552.00 8,4488,448 27,38928,896 28,896水銀灯 水銀灯 水銀灯 400W 400W 20個400W 7-ブル 20個500脚 7-ブル 1脚400脚 1脚500脚 1所 1四本面 1四本面 1所 1四	6	埋	仁	646.31	8, 448	27,389	28, 896	銀 灯 400W 灯 500W	デーフ	大 小	(200)	家庭科室	, ,	6脚	单	土足禁止 貼紙注意 施錠確認
王 禅 寺 体 育 館 672.00 8,448 27,389 28,896 水銀灯 400W 20個 デーフェル 1 脚 500 脚 体育館内 テーフェル 4 脚 中 央	10	7	<u> </u>	552.00	8, 448	27, 389	28, 896	銀灯 500W 銀灯 400W	ナーブ	<i>λ</i> 1	400 脚				有 ~//2本	土足禁止 貼紙禁止
	11	津	仁	672.00	8, 448	27, 389	28, 896	銀 灯 400W	アーア	γ 1	200 脚	体育館内 小部屋	, ,	4脚	有 ~1/22本	貼紙禁止 土足禁止

			その色	特別活動室 (約120 ㎡) 원 使用可能	必要あればマイクの用意可	体育館 改修工事	土足禁止	貼紙禁止 開放用玄関か ら入ること、使 日後、現状復帰 すること。 多目的ホール の実使用面積 は、ランチ配膳 スペースのた め、386.202 ㎡
	通	3	払声機 (有・無)	有 マイク2本 (糸	<u></u> ガー		有 7/1/2本	在 40/27 春 3 日 , 参 C だ x る
	な事		何脚いず何脚	必要数必要数				40 脚
	必爾	11	場所・何いい	テーフ・ル	無 中 乗		1	÷
	の 他		弁士控室	体育館隣接2階ミティング ルーム				等
	废 冬	1	需業所 (いす何期)	600 脚	座009		200 脚	200 脚
	標	(11, 11 -	何期いず何脚	必要数必要数	1 脚		4 脚 12 脚	
	備の	Ţ	演壇 何 (^、	ナーフッル	バーブ		ガーフェル	なっ
	京	軍光方 二百五	们 W 们值 電 灯 何 W 何值	400W 20個	マルチハ・ケッケ 400W 16個木 銀 灯 270W 16個		400W 12個 500W 4個	32W 118個
			照明	水銀灯補助灯			水 銀 灯 電 灯	海光
	7年(日)		米 田	28, 896	28, 896		28, 896	28, 896
	納付すべき費用の額(円)	П	夜間	27, 389	27, 389		27, 389	27, 389
	納付与	#	图图	8, 448	8, 448		8, 448	8, 448
		<u></u>	(m²)	930.00	750.00		560.00	407. 202
		設備をす	る簡別	体育 館	本 育	本 青 館	体育館	※ ○ 田 り 2
麻生区 2 (小∲核)			施設の名称	柿生	<u>坦</u>	计	果木台	はるひ野
茶一		1	星	12	13	14	15	16

	の 他	士足禁止 飲食禁止	土足禁止 飲食禁止	土足禁止	士足禁止 飲食禁止	士足禁止 貼紙禁止 冷暖房なし 廊下一部 通行規制 箇所あり	土足禁止 飲食禁止 雨どい破損の ため、雨天時落 水音あり	土足禁止
	ر ب			+				+
頂	拡声機 (有・無)	有 7/1/2 本	有 ~ 4/2 2 本	有	有マイル2本	有7011本	有7072本	極
な事	テーフ゛ル 何 脚 いす何脚							
強	場所・		7	٠.		٠.	<i>د</i>	7
) 他 必		¥,	7.5	7,	t,	\$	Ħ.	な
E 2 0	聴衆席(いす何期)	250 脚	500 脚	800 脚	400 脚	200 脚	400 脚	220 脚
程度	テーフ゛ル 何 脚 いす何脚	1脚 1脚	1 脚	1 脚	1 脚	1脚	1 脚	1 脚
備の	演壇 (デー (い	7-7 V 3	デーフ・ル	ガーブ ル	* C - 1 *	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1. V 7.	デーフ ル
荥		51 🛧	21個	12 個	4 個 20 個 5 個 18 個	45 個	14 個	12個
	蛍 光 灯 何 N 何個 電 灯 何 N 何個		400W	200W	500W 250W 500W 100W	250W	500W	200w
	照明	LEDM	水銀灯	水銀灯	第 第 次 万	電灯	高 水 銀 灯	水銀灯
額(日)	米	28, 896	28, 896	28, 896	28, 896	28, 896	28, 896	28, 896
納付すべき費用の額(円)	日 夜 間	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389	27, 389
納付す	世	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448	8, 448
	同左の 面積 (㎡)	650	998.95	691.00	981.46	290.00	691. 03	717.00
	設備をす る 箇 所	本育館	体育館	体育館	本	河 場	本 声 窟	体育館
	施設の名称	年	4	民	刊	刊	神 中 央	重
	1-1×	固	4	戚	楼	推	₩ #	Щ

-47-

麻生区 4(公民館)

$\overline{}$								<u> </u>	
		その色					* 	H 분	
祖	1	払声級(右・無)	4	7/1/5本	有	71/15本	有	71/12本	
な事	7 11	何脚いす何脚		35 脚	1	型 /			
要	7 - 7	場所・何いずいず		to	,	fo		٦	
坟				2		5	ń	4	
の 他		弁士控室		楽屋 3 室	- <u> </u>	料			
4	1	高終所 (い)ず何暦)		1,002脚	1	279 烟	五 L	(5)	
程度	(11 ")	何暦へいず何暦		5 脚		1脚		1 脚	
備の	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	演壇 何 いす	演壇 有	ナーフッル	演壇 有	ガーフ N	演壇 有	ガーフルル	
避	一	照明 如 何 何	ホーゲーライト 2 列	シーリング・ブイト 1.列 フロントサイド、 ススピットライト 1 式	ホーゲーライト 1 列	シーリンケ"ライト1000W	mor 片	東元太 40m 301直	
)額(円)	ш		午前 15,752 左%	十後 18,656 夜間 27,104			午前 1,452 午後	2,112 夜間 2,640	
納付すべき費用の額(円)	五一板		23, 760		9, 680		2, 200		
納付す			午前 14,300 午後 16,720		午前 6,600 午後 8,140		午前 1,210 午後 1,760		
	- 同左の面 で 積(㎡)		1182.81		393. 14		ç	98.00	
	設備をす	る 簡 所		ボ 1 ブ	大分業	[-{pH}	無 公 知		
		施設の名称	# #	民	麻	市民館	秦 市 医 岡上分館		
	4			-		23	· ·	n	

川崎区選挙管理委員会告示

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第6号

川崎市川崎区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務 代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所 は次のとおりです。

平成29年10月1日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 宮 原 春 夫

職		名	氏	名	住所
委	員	長	宮原	春夫	川崎市川崎区日進町24番地4
委員長	長職務仁	代理者	鈴木	安房	川崎市川崎区日進町1番地 サンスクエア川崎3-1002

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第7号

平成29年9月1日現在調べにより調製した神奈川海区 漁業調整委員会委員選挙人名簿を、漁業法(昭和24年法 律第267号) 第89条第5項の規定により、次のとおり縦 覧に供します。

平成29年10月1日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長名 宮 原 春 夫

1 縦覧場所

川崎市川崎区東田町8番地 川崎市川崎区役所7階 総務課内 川崎市川崎区選挙管理委員会事務室

2 縦覧期間

平成29年10月20日から同年11月3日まで

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第8号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙における、川崎 市ポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年川崎市 条例第54号) 第1条の規定によるポスター掲示場を設置 した場所は、次のとおりです。

平成29年10月7日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 宮 原 春 夫

平成29年10月22日執行

川崎市長選挙

川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙

ポスター掲示場設置場所一覧表

開票区名	投票区数	ポスター掲示場設置総数
川崎区	2 9	2 2 9

川崎市川崎区選挙管理委員会

Tel 0 4 4 (2 0 1) 3 1 2 5

※ポスター掲示場の設置場所によってはポスターを貼る際に脚立等が必要となる場合がありますので予めご承知おきください。

区	投票区	図面表示 号	設	置場所
		1 – 1	砂子1丁目9番地3	市役所第2庁舎市役所通側玄関左側植込み
		1-2	東田町8番地	川崎区総合庁舎前歩道ガードレール
		1 – 3	宮本町3番地3	市役所第4庁舎玄関右側植込み
	1	1 - 4	本町2丁目2番地	グランイーグルウイング川崎前ガードレール
JII	1	1 - 5	駅前本町8番地	川崎ダイス北側ガードレール
		1 - 6	砂子2丁目11番地	川崎信用金庫本店西側歩道植込み右端
		1 - 7	本町1丁目1番地6	東町公園北側鉄柵
		1 - 8	東田町11番地1	エンゼル川崎グランディア前歩道植込み
		2 - 1	宮前町8番13号	宮前小学校南側フェンス
崎		2 - 2	新川通12番1号	市立川崎病院北側フェンス左端
		2 - 3	境町9番8号	川崎境町ハイツ前歩道植込み
	2	2 - 4	富士見2丁目5番11号	ヌーベルメゾン前歩道植込み
	<u> </u>	2 - 5	宮前町8番13号	宮前小学校東側フェンス
		2 - 6	富士見1丁目1番6号	川崎球場交差点北側歩道植込み
区		2 - 7	新川通12番1号	市立川崎病院南側フェンス左端
		2-8	富士見1丁目1番	富士見公園テニスコート北側フェンス
		3 – 1	旭町1丁目8番5号	旭町一丁目公園北側植込み右端
	3	3 - 2	港町12番1号	イトーョーカドー川崎港町店東側緑地帯植込み
		3 – 3	旭町2丁目4番	天台宗医王寺前歩道植込み

X	投票区	図面表示 号	記 記	置場所
		3 - 4	旭町2丁目2番1号	旭町小学校西側フェンス
		3 – 5	旭町2丁目14番8号	旭町公園南側鉄柵
	3	3 – 6	中島1丁目5番	エレンシア川崎前歩道植込み
		3 - 7	中島2丁目15番2号	中島公園西側石柵
Ш		3 – 8	中島3丁目3番1号	市立川崎高等学校北側フェンス
		4-1	小川町 5 番地13	メガネドラック川崎店前歩道植込み
		4-2	日進町1番地1	ルフロン前広場東側植込み
		4-3	日進町1番地	太田総合病院前歩道植込み
		4-4	元木2丁目6番18号	日輸工業㈱京浜支店ブロック塀
崎	4	4 - 5	日進町20番地1	川崎小学校正門右側フェンス
		4-6	日進町20番地1	川崎小学校西側フェンス
		4 - 7	日進町8番地14	上並木公園南東側植込み
		4-8	南町9番地13	ローソン川崎南町店前歩道植込み
		4-9	日進町23番地23	日進町中央公園西側植込み
区		5 – 1	下並木33番地	中山方ブロック塀
		5-2	池田1丁目13番1号	池田町公園西側フェンス
	5	5 – 3	下並木50番地	川崎中学校正門右側フェンス
		5 – 4	堤根34	サン機工株式会社東側フェンス
		5 – 5	池田1丁目5番1号	池田西公園東側フェンス

区	投票区	図面表示 号	設置場所
	5	5 — 6	池田1丁目4番17号 入口左側ブロック塀
	ວ	5 — 7	堤根37番地 昭和薬品工業(株)入口左側コンクリート塀
		6 – 1	池田2丁目6番18号 小栗方フェンス
		6-2	京町1丁目1番4号 京町小学校北側フェンス
][[6 – 3	京町1丁目1番4号 京町小学校東側フェンス
	6	6 - 4	京町1丁目12番9号 京町第3公園南側フェンス
	O	6 – 5	渡田山王町11番15号 藤本方ブロック塀
		6 – 6	渡田山王町22番6号 県立川崎高等学校正門左側フェンス
		6 - 7	渡田山王町25番18号 渡田山王町第2公園西側フェンス
崎		6 – 8	渡田山王町13番 渡田山王町公園北側植込み
		7 – 1	渡田新町1丁目5番1号 渡田新町公園北側植込み左端
		7 – 2	渡田新町1丁目5番1号 渡田新町公園西側植込み中央
		7 – 3	渡田新町3丁目4番5号 新町児童公園北側鉄柵
	7	7 - 4	渡田新町3丁目15番1号 新町小学校東側フェンス
区	1	7 – 5	渡田新町3丁目15番1号 新町小学校北側フェンス
		7 – 6	渡田4丁目12番 天飛公園南側植込み
		7 – 7	渡田3丁目6番1号 向町公園南側植込み中央
		7 – 8	渡田3丁目12番3号 江戸屋酒店駐車場ブロック塀
	8	8 – 1	渡田向町11番1号 渡田中学校正門右側フェンス

区	投票区	図面表示 号	設	置場所
		8-2	渡田向町11番1号	渡田中学校南門左側フェンス
		8 – 3	渡田向町8番16号	㈱昭和電機製作所ブロック塀
	8	8 - 4	貝塚1丁目8番7号	貝塚公園南側石柵
	0	8 – 5	貝塚2丁目17番1号	渡田第2公園北側鉄柵
JII		8 – 6	渡田向町11番1号	渡田中学校北門右側フェンス
		8 – 7	貝塚2丁目2番4号	晴レル家前歩道植込み
		9-1	渡田1丁目15番5号	渡田こども文化センター入口左側フェンス
		9 - 2	渡田2丁目20番19号	田口方ブロック塀
	9	9 – 3	渡田東町5番1号	渡田第1公園南側石柵
崎		9 - 4	大島上町10番11号	伊藤方フェンス
		9 – 5	渡田1丁目20番1号	田島小学校西側フェンス
		9 – 6	渡田1丁目20番1号	田島小学校東側フェンス
		9 - 7	大島上町6番7号	田島公園南側石柵
		9 – 8	大島上町22番11号	渡田保育園仮園舎跡地前歩道植込み
区		10-1	大島2丁目9番1号	大島第4公園東側フェンス
	1 0	10-2	大島2丁目1番4号	セレモニア川崎会堂立体駐車場前歩道植込み
		10-3	大島1丁目25番10号	道路公園センター入口左側フェンス
		10-4	大島4丁目5番1号	リブレ川崎前歩道植込み
		10-5	大島4丁目4番1号	大島4丁目歩道橋下ガードレール

X	投票区	図面表示	記	置場所
	1.0	10-6	大島4丁目17番1号	向小学校南側フェンス
	1 0	10-7	大島4丁目17番1号	向小学校西側フェンス
		1 1 - 1	大島5丁目9番6号	大島第1公園東側植込み
		1 1 - 2	大島5丁目25番1号	東大島小学校南側フェンス
Ш		11-3	大島5丁目25番1号	東大島小学校西側フェンス
	1 1	1 1 - 4	大島3丁目33番3号	和泉荘前歩道植込み
		11-5	大島3丁目31番1号	大島第3公園東側フェンス
		11-6	大島3丁目5番3号	青木方北側ブロック塀
		1 1 - 7	大島5丁目23番1号	大島第2公園南側石柵
崎		1 2 - 1	小田1丁目2番20号	辻方ブロック塀
		1 2 - 2	小田1丁目22番1号	小田一丁目中央公園北側フェンス
		12-3	小田2丁目14番7号	日枝大神社北側石柵
	1 2	12-4	小田2丁目9番3号	並木方ブロック塀
		1 2 - 5	小田2丁目8番19号	富永方フェンス
区		12-6	京町2丁目24番8号	京町雨水滞水池管理棟北側フェンス
		1 2 - 7	小田2丁目21番7号	田島中学校東側フェンス
		12-8	小田2丁目21番7号	田島中学校北側フェンス
	1 3	13-1	小田 5 丁目11番20号	東小田小学校西側フェンス
	1 0	13-2	小田5丁目14番1号	東小田保育園北側フェンス

区	投票区	図面表示	設	置	場	所
		13-3	小田7丁目3番1号	川崎市南部防災	災センター	-西側植込み
		13-4	小田6丁目11番5号	畑方駐車場ブロ	コック塀	
	1 2	13-5	小田5丁目25番8号	小田双葉幼稚園	園東側ブロ	ック塀
	1 3	13-6	小田5丁目13番1号	東小田公園東位	則石柵	
Ш		13-7	小田7丁目3番4号	小田7丁目公園	園西側フェ	ンス
, ,		13-8	小田7丁目3番41号	川崎消防署小日	田出張所玄	、関前植込み
		14-1	小田3丁目9番25号	荒井方ブロック	ケ塀	
		1 4 - 2	小田3丁目15番14号	子 小田3丁目2	公園北側植	込み
		1 4 - 3	小田3丁目17番15号	又村商店(燃料	乳) ブロッ	· ク塀
崎	1 4	1 4 - 4	小田4丁目12番24号	小田小学校東位	側植込み	
H-H]	1 4	1 4 - 5	小田4丁目12番24号	小田小学校西位	側植込み	
		1 4 - 6	小田4丁目20番38号	小田公園南側	フェンス	
		1 4 - 7	小田4丁目20番38号	小田公園西側	入口右側植	1込み
		14-8	京町3丁目12番1号	京町耐火B市	営住宅東側	リ フェンス
区		15-1	浅田4丁目13番6号	浅田町公園西伯	則植込み	
		15-2	浅田3丁目1番6号	昭和石油浅田紅	哈油所出口	標識横ガードレール
	1 5	15-3	浅田 3 丁目15番17号	浅田市営住宅頭	東側フェン	/ス左端
		15-4	浅田4丁目6番	浅田なかよした	公園南側フ	'ェンス
		15-5	浅田3丁目19番3号	ローソン川崎沿	浅田三丁目	店裏側フェンス
		15-6	浅田2丁目11番21号	浅田小学校南侧	則ブロック	' 塀

X	投票区	図面表示	設	置場所
		15-7	浅田2丁目11番21号	浅田小学校西側万年塀
	1 5	15-8	浅田3丁目7番10号	浅田こども文化センター正面フェンス
		15-9	小田6丁目8番	小田川公園北側フェンス
		16-1	小田栄1丁目4番1号	新町緑地(山田宅前)植込み
JII		16-2	小田栄1丁目8番11号	小田栄公園東側左側植込み
		16-3	小田栄1丁目14番10号	畑方ブロック塀
	1 6	16-4	小田栄2丁目2番	田島町歩道橋下ガードレール
	1 0	16-5	田島町14番1号	渡田小学校西側フェンス
		16-6	田島町3番1号	田島市営住宅北側フェンス
崎		16-7	田島町15番4号	田島ふれあい公園西側植込み
		16-8	小田栄2丁目1番	小田栄2丁目公園入口右側植込み
		17-1	鋼管通2丁目3番7号	田島支所東側植込み
		17-2	浜町2丁目19番18号	山本方フェンス
	1 7	17-3	鋼管通2丁目3番7号	田島支所南側フェンス
区		17-4	鋼管通1丁目8番1号	東渡田第二公園北側植込み
		17-5	鋼管通4丁目5番22号	鋼管通三丁目バス停脇ガードレール
		17-6	鋼管通3丁目12番1号	姥ケ森公園西側植込み
		17-7	浜町2丁目11番22号	臨港中学校西側バス停前フェンス
		17-8	浜町2丁目11番22号	臨港中学校北側フェンス

区	投票区	図面表示	設	置場所
		18-1	浜町1丁目5番1号	大島小学校西側フェンス
	1 8	18-2	浜町1丁目5番1号	大島小学校北側ブロック塀
		18-3	浜町1丁目18番3号	曹洞宗観音寺東側フェンス
		18-4	浜町4丁目13番	東天閣駐車場入口右側ブロック塀
JII	1 0	18-5	追分町7番1号	大島第5公園東側鉄柵
		18-6	扇町10番	三協興産㈱前歩道ガードレール
		18-7	浜町4丁目4番1号	浜川崎公園南側鉄柵
		18-8	浜町4丁目17番11号	大島ポンプ場北側万年塀
		19-1	桜本1丁目3番17号	内山方万年塀
崎		19-2	桜本1丁目14番3号	桜川公園北側フェンス
		19-3	桜本1丁目14番3号	桜川公園南側入口左側鉄柵
	1 9	19-4	池上町9番	産業道路歩道植込み
	1 9	19-5	桜本2丁目39番1号	桜本市営住宅北側フェンス
		19-6	桜本1丁目9番15号	さくら小学校北門植込み
区		19-7	桜本1丁目9番15号	さくら小学校西側フェンス
		19-8	桜本1丁目9番15号	さくら小学校東側フェンス
		20-1	藤崎3丁目2番1号	藤崎小学校正門左側フェンス
	2 0	20-2	観音1丁目10番13号	観音町第2公園北側フェンス
		20-3	観音1丁目2番7号	高橋方ブロック塀

区	投票区	図面表示	設置場所
		20-4	観音1丁目16番15号 中山方ブロック塀
	2 0	20-5	観音2丁目22番10号 須山方ブロック塀
	20	20-6	観音2丁目5番25号 石川方ブロック塀
		20-7	観音2丁目16番1号 観音町公園南側石柵
JII		21-1	池上新町1丁目2番11-1号 小澤方フェンス
		21-2	池上新町2丁目23番1号 冥加公園東側フェンス
		21-3	池上新町2丁目19番11号 伊吾田方ブロック塀
	2 1	21-4	池上新町2丁目13番5号 近藤方ブロック塀
		21-5	池上新町2丁目11番16号 上野方ブロック塀
崎		21-6	池上新町1丁目4番1号 中留公園西側植込み
		21-7	池上新町1丁目2番4号 桜本中学校西門コンクリート塀右端
		22-1	藤崎2丁目11番3号 藤崎けやき公園南側フェンス
		22-2	藤崎3丁目2番1号 藤崎小学校西側フェンス
	2 2	22-3	藤崎2丁目19番1号 川中島中学校東側フェンス
区		22-4	藤崎2丁目6番1号 藤崎第三公園北側植込み
		22-5	藤崎4丁目2番1号 藤崎第4公園東側植込み
		22-6	藤崎2丁目19番1号 川中島中学校西側フェンス
		22-7	藤崎3丁目7番1号 臨港消防署藤崎出張所西側フェンス
		22-8	藤崎1丁目7番1号 藤崎保育園南側フェンス

区	投票区	図面表示番 号	設	置場所
		23-1	伊勢町12番1号	伊勢町第一公園西側植込み
		23-2	伊勢町21番1号	伊勢町第二公園西側植込み
		23-3	川中島1丁目9番9号	村主方ブロック塀
	2 3	23-4	川中島2丁目4番19号	川中島小学校東側フェンス
JII	<i>4</i> 0	23-5	川中島1丁目27番13号	石井方ブロック塀
		23-6	川中島2丁目4番19号	川中島小学校北側フェンス
		23-7	大師駅前2丁目13番16号	若宮八幡宮東側石塀
		23-8	大師駅前1丁目6番15号	高橋方ブロック塀
		24-1	東門前2丁目1番1号	大師支所西側植込み
崎		24-2	昭和2丁目8番14号	和泉方フェンス
		24 - 3	台町26番12号	長島方ブロック塀
	2 4	24-4	東門前2丁目6番1号	大師小学校西側フェンス
	24	24-5	東門前2丁目6番1号	大師小学校北側フェンス
		24-6	東門前1丁目7番1号	東門前公園南側鉄柵
区		24-7	大師本町12番12号	木村方フェンス
		24-8	大師公園 1 番	大師公園くじら広場(砂場)前植込み
		25-1	中瀬3丁目1番8号	諸井方コンクリート塀
	2 5	25-2	中瀬3丁目5番2号	中瀬公園南側植込み
		25 - 3	中瀬2丁目8番1号地先	中瀬緑地西側鉄柵

X	投票区	図面表示 号	設 置 場 所
		25-4	東門前3丁目4番6号 東門前小学校正門右側植込み
	2 5	25-5	東門前3丁目4番6号 東門前小学校東側フェンス
		25-6	中瀬3丁目20番20号 ホームズ川崎大師店西側フェンス
		25-7	東門前3丁目5番1号 荒金方ブロック塀
		25-8	中瀬3丁目20番20号 ホームズ川崎大師店東側フェンス
		26-1	大師河原2丁目1番7号 大師中学校西側フェンス
		26-2	田町2丁目8番17号 荒金方ブロック塀
		26-3	田町2丁目4番 クロス・ビュー・スクエアアルタイムーIV前歩道ガードレール
	2.6	26-4	日ノ出2丁目11番1号 日ノ出公園北側フェンス
崎	2 6	26-5	日ノ出1丁目10番1号 三進工業㈱北側ブロック塀
		26-6	出来野8番8号 出来野第一公園北側植込み
		26-7	大師河原2丁目1番7号 大師中学校南側フェンス
		26-8	出来野1番15号 (有)たいき所有駐車場東側フェンス
		27-1	四谷上町24番1号 南大師中学校正門右側フェンス
区	2 7	27-2	四谷上町7番11号先 セブンイレブン前歩道植込み
		27-3	四谷上町1番8号 岩瀬方左側ブロック塀
		27-4	四谷上町22番6号 四谷上町けやき公園北側フェンス
		27-5	四谷上町24番1号 南大師中学校南門左側フェンス
		27-6	四谷上町20番8号 野口方フェンス

区	投票区	図面表示 号	設	置場所
	2 7	27-7	四谷上町27番8号	長島方ブロック塀
		28-1	塩浜2丁目15番1号	北ノ崎公園東側バス停右側鉄柵
		28-2	塩浜2丁目7番10号	塩浜町内会事務所前ブロック塀
		28-3	四谷下町15番1号	四谷ゆめ公園東側植込み
JII		28-4	四谷下町15番1号	四谷ゆめ公園北側植込み
	28	28-5	四谷下町4番1号	四谷小学校南側フェンス
		28-6	四谷下町4番1号	四谷小学校北側フェンス
		28-7	塩浜1丁目4番1号	塩浜町公園南側植込み
		28-8	塩浜1丁目11番16号	中島方ブロック塀
崎		28-9	塩浜1丁目14番15号	川島方ブロック塀
		29-1	江川1丁目7番1号	江川ふれあい公園北側石柵
		29-2	殿町1丁目12番11号	小島方ブロック塀
		29-3	殿町1丁目7番9号	高橋方ブロック塀
		29-4	殿町1丁目17番19号	殿町小学校南側フェンス
区	2 9	29-5	殿町1丁目18番12号	殿町小学校プール南側フェンス
		29-6	江川2丁目8番6号	かわさき双輪荘南側フェンス
		29-7	殿町1丁目20番45号	殿町1丁目公園西側鉄柵
		29-8	殿町3丁目1番	殿町第3公園南側フェンス
		29-9	江川2丁目10番	江川はなみずき公園西側フェンス

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第9号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙における期日前 投票所を設ける場所を、公職選挙法(昭和25年法律第 100号)第48条の2第6項において読み替えて準用する 同法第39条の規定により、次のとおり指定しました。

平成29年10月8日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 宮 原 春 夫

施設の名称	所 在 地	設置期間
川崎市川崎区役所 7階第4会議室	川崎市川崎区東田町 8番地	
川崎市川崎区役所 大師支所 2階第1・2会議室	川崎市川崎区東門前2丁目1番1号	10月9日から 10月21日まで
川崎市川崎区役所 田島支所 3階会議室	川崎市川崎区鋼管通 2丁目3番7号	

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第10号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙における期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第5項において読み替えて適用する同法第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第49条の7において読み替えて適用する同令第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

平成29年10月8日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 宮 原 春 夫

川崎市川崎区役所期日前投票所

職務を行う日	:	投票管理者	投票管理者に事故があり、又は欠けた場合において、その職務を代理すべき者					
117 E	住	所	氏	名	住	所	氏	名
10月9日	川崎市川崎区川中島	52丁目10番1号	青山	正明	横浜市港南区目	野3丁目4番10	井野	聡
10月10日	川崎市川崎区大島1	丁目4番5-606号	鈴木	裕子	横浜市中区本牧クコート本牧710		雨宮	文明
10月11日	東京都品川区南大井 1号	-5丁目13番3-70	佐治	克哉	横浜市都筑区荏 17号	田東4丁目38番	小道	元宏
10月12日	川崎市川崎区中瀬2	丁目17番9号	石渡	ま 宏	東京都大田区東番2号	六郷3丁目22	佐藤	宏
10月13日	川崎市川崎区渡田2	松井	善三郎	川崎市中原区上2番地8 ナカハラ	小田中6丁目2 ラアイト501	早崎	潤一	
10月14日	川崎市川崎区鋼管通	鈴木	浩二	川崎市多摩区西	生田5丁目1番	町田	昭一	
10月15日	川崎市川崎区小田3	陶山	義雄	川崎市多摩区菅地	城下5丁目3番	小山	勝	
10月16日	東京都品川区南大井 1号	-5丁目13番3-70	佐治	克哉	横須賀市吉井4つ	「目31番11号	中村	久男
10月17日	川崎市川崎区京町2	丁目24番6-411号	平野	忠雄	横浜市鶴見区向 番地1シティウイン ト701		石川	正美
10月18日	川崎市川崎区藤崎4	塚原	晴美	川崎市多摩区栗 1号	谷2丁目16番2	村木	芳夫	
10月19日	川崎市川崎区鋼管通	丸野	喬敬	川崎市幸区堀川 ゾーナ川崎レジラ		古村	重穂	
10月20日	川崎市川崎区京町2-	平野	忠雄	川崎市中原区南 番23号 リバーコ		明田ク	人美子	
10月21日	川崎市川崎区大島1 号サイトーハイツ	丁目23番4-402	濱舘	幸二	川崎市多摩区菅 -212号	3丁目12番地7	水谷	吉孝

川崎市川崎区役所大師支所期日前投票所

10世2女ナンテン ロ	投票管理者	投票管理者に事故があり、又は けた場合において、その職務を		
職務を行う日	住 所	氏 名	住所	氏 名
10月9日	川崎市川崎区東門前3丁目9番7号	相原 弘子	千葉県山武郡九十九里町真亀 1546番7号	山田 茂治
10月10日	川崎市川崎区藤崎2丁目1番3号	平岡 義昭	横浜市保土ヶ谷区境木本町68 番2-107号	飯土井 哲夫
10月11日	川崎市川崎区藤崎1丁目10番13号	下山 節子	千葉県山武郡九十九里町真亀 1546番7号	山田 茂治
10月12日	川崎市川崎区東門前3丁目9番7号	相原 弘子	川崎市高津区久地1丁目21番1 号	瀧村 昭二
10月13日	川崎市川崎区藤崎2丁目1番3号	平岡 義昭	横浜市鶴見区獅子ヶ谷1丁目26 番15号	野口 昭彦
10月14日	川崎市川崎区藤崎1丁目10番13号	下山 節子	横浜市保土ヶ谷区境木本町68 番2-107号	飯土井 哲夫
10月15日	川崎市川崎区東門前3丁目9番7号	相原 弘子	川崎市高津区久地1丁目21番1 号	瀧村 昭二
10月16日	川崎市川崎区藤崎1丁目10番13号	下山 節子	川崎市多摩区菅2丁目14番21号	大平 貢司
10月17日	川崎市川崎区藤崎2丁目1番3号	平岡 義昭	横浜市港北区綱島西1丁目18番 15号	門馬 ひとみ
10月18日	川崎市川崎区藤崎1丁目10番13号	下山 節子	横浜市保土ヶ谷区境木本町68 番2-107号	飯土井 哲夫
10月19日	川崎市川崎区東門前3丁目9番7号	相原 弘子	川崎市多摩区菅2丁目14番21号	大平 貢司
10月20日	川崎市川崎区藤崎2丁目1番3号	平岡 義昭	横浜市鶴見区獅子ヶ谷1丁目26 番15号	野口 昭彦
10月21日	川崎市川崎区藤崎1丁目10番13号	下山 節子	横浜市港北区綱島西1丁目18番 15号	門馬 ひとみ

川崎市川崎区役所田島支所期日前投票所

職務を行う日	投票管理者	投票管理者に事故があり、又は投票管理者がり けた場合において、その職務を代理すべきもの		
相似の方で11プロ	住 所	氏 名	住所	氏 名
10月9日	川崎市川崎区大島上町25番10号	佐藤 忠	川崎市幸区中幸町4丁目19 川崎パーク・ホームズ406	大野 明子
10月10日	川崎市川崎区東田町8番地 パレール1411	佐々木 悦子	川崎市中原区中丸子777番地	牛留 雅美
10月11日	川崎市川崎区小田4丁目28番2号	畑 すみ江	川崎市川崎区出来野4番6号	中川 早苗
10月12日	川崎市川崎区小田4丁目28番2号	畑 すみ江	川崎市麻生区高石5丁目9番14 号 コスモ百合ケ丘パラシオ105	荻田 晃治
10月13日	川崎市川崎区東田町8番地 パレール1411	佐々木 悦子	川崎市宮前区馬絹1235番地1 宮崎台南パークホームズ603号	濱野 一幸
10月14日	川崎市川崎区大島上町25番10号	佐藤 忠	川崎市中原区中丸子777番地	牛留 雅美
10月15日	川崎市川崎区東田町8番地 パレール1411	佐々木 悦子	川崎市川崎区出来野4番6号	中川 早苗
10月16日	川崎市川崎区大島上町25番10号	佐藤 忠	川崎市麻生区高石5丁目9番14 号 コスモ百合ケ丘パラシオ105	荻田 晃治
10月17日	川崎市川崎区小田4丁目28番2号	畑 すみ江	川崎市宮前区馬絹1235番地1 宮崎台南パークホームズ603号	濱野 一幸
10月18日	川崎市川崎区東田町8番地 パレール1411	佐々木 悦子	川崎市川崎区出来野4番6号	中川 早苗
10月19日	川崎市川崎区小田4丁目28番2号	畑 すみ江	川崎市麻生区高石5丁目9番14 号 コスモ百合ケ丘パラシオ105	荻田 晃治
10月20日	川崎市川崎区大島上町25番10号	佐藤 忠	川崎市宮前区馬絹1235番地1 宮崎台南パークホームズ603号	濱野 一幸
10月21日	川崎市川崎区東田町8番地 パレール1411	佐々木 悦子	川崎市幸区中幸町4丁目19 川崎パーク・ホームズ406	大野 明子

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第11号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙における公職選 挙法(昭和25年法律第100号)第49条第1項及び第270条 の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場 所、期間及び時間は、次のとおりとします。

平成29年10月8日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 宮 原 春 夫

- 1 川崎市川崎区役所内 川崎市川崎区選挙管理委員会 事務室
 - (1) 所 在 地 川崎市川崎区東田町8番地
 - (2) 事務取扱期間 平成29年10月9日から同年10月21 日まで

- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで
- 2 川崎市川崎区役所(大師支所)
- (1) 所 在 地 川崎市川崎区東門前2丁目1番1号
- (2) 事務取扱期間 平成29年10月9日から同年10月21 目まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで
- 3 川崎市川崎区役所(田島支所)
- (1) 所 在 地 川崎市川崎区鋼管通2丁目3番7号
- (2) 事務取扱期間 平成29年10月9日から同年10月21 目まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第12号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙における、公職 選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第2項に規定す る期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票記 載場所の氏名等の掲示並びに同条第1項に規定する選挙 当日の投票記載場所の氏名等の掲示の同条第3項本文及 び同条第5項の規定による掲載順序を定めるくじを行う 場所及び日時は、次のとおりです。

平成29年10月8日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 宮 原 春 夫

1 場所

川崎市川崎区東田町8番地 川崎市川崎区役所7会議室

2 目時

平成29年10月8日 午後5時30分

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第13号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙における、公職 選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第2項又は第4 項の規定による、川崎市川崎区開票区の開票立会人とな るべき者を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとお りです。

平成29年10月8日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 宮 原 春 夫

1 場所

川崎市川崎区東田町8番地 川崎市川崎区役所 7階会議室

2 目時

平成29年10月19日 午後5時30分

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第14号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙における川崎市 川崎区開票区の開票の場所及び日時を、公職選挙法(昭 和25年法律第100号)第63条及び第65条の規定により、

次のとおり定めました。

平成29年10月8日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 宮 原 春 夫

1 場 所 川崎市川崎区富士見1丁目1番4号

川崎市スポーツ・文化総合センター

大体育室

2 日 時 平成29年10月22日 午後9時20分

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第15号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙における開票管 理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠 けた場合において、その職務を代理すべき者を、公職選 举法(昭和25年法律第100号)第61条第2項及び公職選 挙法施行令(昭和25年政令第89号)第67条第1項の規定 により、次のとおり選任しました。

平成29年10月8日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 宮 原 春 夫

川崎市川崎区開票区

1 開票管理者

川崎市川崎区宮本町3番地9

鈴木賢司

2 開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた 場合において、その職務を代理すべき者

川崎市中原区上小田中3丁目29番地2-526号 岩 佐 弘 司

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第16号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙 における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の 2第1項の規定によるポスター掲示場を設置した場所 は、次のとおりです。

平成29年10月9日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 宮 原 春 夫

平成29年10月22日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙

ポスター掲示場設置場所一覧表

開票区名	投票区数	ポスター掲示場設置総数
川崎区	2 9	2 2 9

川崎市川崎区選挙管理委員会

Tel 0 4 4 (2 0 1) 3 1 2 5

区	投票区	図面表示	設	置場所
		1 – 1	砂子1丁目9番地3	市役所第2庁舎市役所通側玄関左側植込み
		1 - 2	東田町8番地	川崎区総合庁舎前歩道ガードレール
		1-3	宮本町3番地3	市役所第4庁舎玄関右側植込み
	1	1-4	本町2丁目2番地	グランイーグルウイング川崎前ガードレール
	1	1 - 5	駅前本町8番地	川崎ダイス北側ガードレール
		1-6	砂子2丁目11番地	川崎信用金庫本店西側歩道植込み右端
		1 - 7	本町1丁目1番地6	東町公園北側鉄柵
		1-8	東田町11番地1	エンゼル川崎グランディア前歩道植込み
		2-1	宮前町8番13号	宮前小学校南側フェンス
崎		2 - 2	新川通12番1号	市立川崎病院北側フェンス左端
		2 - 3	境町9番8号	川崎境町ハイツ前歩道植込み
	2	2 - 4	富士見2丁目5番11号	ヌーベルメゾン前歩道植込み
		2 - 5	宮前町8番13号	宮前小学校東側フェンス
		2 - 6	富士見1丁目1番6号	川崎球場交差点北側歩道植込み
区		2 - 7	新川通12番1号 	市立川崎病院南側フェンス左端
		2-8	富士見1丁目1番	富士見公園テニスコート北側フェンス
		3 – 1	旭町1丁目8番5号	旭町一丁目公園北側植込み右端
	3	3 - 2	港町12番1号	イトーョーカドー川崎港町店東側緑地帯植込み
		3 – 3	旭町2丁目4番	天台宗医王寺前歩道植込み

X	投票区	図面表示 号	設	置場所
		3 - 4	旭町2丁目2番1号	旭町小学校西側フェンス
		3 - 5	旭町2丁目14番8号	旭町公園南側鉄柵
	3	3 – 6	中島1丁目5番	エレンシア川崎前歩道植込み
		3 - 7	中島2丁目15番2号	中島公園西側石柵
		3 – 8	中島3丁目3番1号	市立川崎高等学校北側フェンス
		4-1	小川町5番地13	メガネドラック川崎店前歩道植込み
		4-2	日進町1番地1	ルフロン前広場東側植込み
		4-3	日進町1番地	太田総合病院前歩道植込み
		4 - 4	元木2丁目6番18号	日輸工業㈱京浜支店ブロック塀
崎	4	4 - 5	日進町20番地1	川崎小学校正門右側フェンス
		4 - 6	日進町20番地1	川崎小学校西側フェンス
		4 - 7	日進町8番地14	上並木公園南東側植込み
		4-8	南町9番地13	ローソン川崎南町店前歩道植込み
		4-9	日進町23番地23	日進町中央公園西側植込み
区		5 – 1	下並木33番地	中山方ブロック塀
		5 - 2	池田1丁目13番1号	池田町公園西側フェンス
	5	5 – 3	下並木50番地	川崎中学校正門右側フェンス
		5 – 4	堤根34	サン機工株式会社東側フェンス
		5 — 5	池田1丁目5番1号	池田西公園東側フェンス

区	投票区	図面表示	設置場所
	5	5 – 6	池田1丁目4番17号 入口左側ブロック塀
	υ	5 – 7	堤根37番地 昭和薬品工業(株)入口左側コンクリート塀
		6 – 1	池田2丁目6番18号 小栗方フェンス
		6-2	京町1丁目1番4号 京町小学校北側フェンス
		6 – 3	京町1丁目1番4号 京町小学校東側フェンス
	6	6 – 4	京町1丁目12番9号 京町第3公園南側フェンス
	0	6 – 5	渡田山王町11番15号 藤本方ブロック塀
		6 – 6	渡田山王町22番6号 県立川崎高等学校正門左側フェンス
		6 - 7	渡田山王町25番18号 渡田山王町第2公園西側フェンス
崎		6 – 8	渡田山王町13番 渡田山王町公園北側植込み
		7 – 1	渡田新町1丁目5番1号 渡田新町公園北側植込み左端
		7 – 2	渡田新町1丁目5番1号 渡田新町公園西側植込み中央
		7 – 3	渡田新町3丁目4番5号 新町児童公園北側鉄柵
	7	7 – 4	渡田新町3丁目15番1号 新町小学校東側フェンス
区	7	7 – 5	渡田新町3丁目15番1号 新町小学校北側フェンス
		7 – 6	渡田4丁目12番 天飛公園南側植込み
		7 – 7	渡田3丁目6番1号 向町公園南側植込み中央
		7 – 8	渡田3丁目12番3号 江戸屋酒店駐車場ブロック塀
	8	8 – 1	渡田向町11番1号 渡田中学校正門右側フェンス

区	投票区	図面表示番 号	設	置場所
		8 – 2	渡田向町11番1号	渡田中学校南門左側フェンス
		8 – 3	渡田向町8番16号	㈱昭和電機製作所ブロック塀
	8	8 - 4	貝塚1丁目8番7号	貝塚公園南側石柵
	O	8 – 5	貝塚2丁目17番1号	渡田第2公園北側鉄柵
		8 – 6	渡田向町11番1号	渡田中学校北門右側フェンス
		8 - 7	貝塚2丁目2番4号	晴レル家前歩道植込み
		9 - 1	渡田1丁目15番5号	渡田こども文化センター入口左側フェンス
		9 - 2	渡田2丁目20番19号	田口方ブロック塀
	9	9 - 3	渡田東町5番1号	渡田第1公園南側石柵
崎		9 - 4	大島上町10番11号	伊藤方フェンス
		9 – 5	渡田1丁目20番1号	田島小学校西側フェンス
		9 – 6	渡田1丁目20番1号	田島小学校東側フェンス
		9 - 7	大島上町6番7号	田島公園南側石柵
		9 – 8	大島上町22番11号	渡田保育園仮園舎跡地前歩道植込み
区		10-1	大島2丁目9番1号	大島第4公園東側フェンス
		10-2	大島2丁目1番4号	セレモニア川崎会堂立体駐車場前歩道植込み
	1 0	10-3	大島1丁目25番10号	道路公園センター入口左側フェンス
		10-4	大島4丁目5番1号	リブレ川崎前歩道植込み
		10-5	大島4丁目4番1号	大島4丁目歩道橋下ガードレール

区	投票区	図面表示	設	置場所
	1 0	10-6	大島4丁目17番1号	向小学校南側フェンス
	1 0	10-7	大島4丁目17番1号	向小学校西側フェンス
		1 1 - 1	大島5丁目9番6号	大島第1公園東側植込み
		11-2	大島5丁目25番1号	東大島小学校南側フェンス
		11-3	大島5丁目25番1号	東大島小学校西側フェンス
	1 1	11-4	大島3丁目33番3号	和泉荘前歩道植込み
		11-5	大島3丁目31番1号	大島第3公園東側フェンス
		1 1 - 6	大島3丁目5番3号	青木方北側ブロック塀
		1 1 - 7	大島5丁目23番1号	大島第2公園南側石柵
崎		1 2 - 1	小田1丁目2番20号	辻方ブロック塀
		1 2 - 2	小田1丁目22番1号	小田一丁目中央公園北側フェンス
		1 2 - 3	小田2丁目14番7号	日枝大神社北側石柵
	1 2	12-4	小田2丁目9番3号	並木方ブロック塀
	1 4	1 2 - 5	小田2丁目8番19号	富永方フェンス
区		1 2 - 6	京町2丁目24番8号	京町雨水滞水池管理棟北側フェンス
		1 2 - 7	小田2丁目21番7号	田島中学校東側フェンス
		1 2 - 8	小田2丁目21番7号	田島中学校北側フェンス
	1 3	13-1	小田5丁目11番20号	東小田小学校西側フェンス
	1 0	13-2	小田5丁目14番1号	東小田保育園北側フェンス

区	投票区	図面表示番 号	設	置	場	所
		13-3	小田7丁目3番1号	川崎市南部隊	ち災センター	-西側植込み
		13-4	小田6丁目11番5号	畑方駐車場フ	ブロック塀	
	1 3	13-5	小田5丁目25番8号	小田双葉幼稚	#園東側ブロ	コック塀
	1 3	13-6	小田5丁目13番1号	東小田公園東	1月石柵	
]		13-7	小田7丁目3番4号	小田7丁目2	園西側フェ	ェンス
, ,		13-8	小田7丁目3番41号	川崎消防署小	、田出張所3	玄関前植込み
		1 4 - 1	小田3丁目9番25号	荒井方ブロッ	ック塀	
		1 4 - 2	小田3丁目15番14 ^兵	身 小田3丁目	日公園北側村	直込み
		1 4 - 3	小田3丁目17番15号	又村商店(燃	燃料)ブロッ	ソク塀
 崎	1 1	1 4 - 4	小田4丁目12番24号	小田小学校東	1月値込み	
 ht]	1 4	1 4 - 5	小田4丁目12番24号	小田小学校西	面側植込み	
		1 4 - 6	小田4丁目20番38号	小田公園南側	リフェンス	
		1 4 - 7	小田4丁目20番38号	小田公園西側	入口右側桁	直込み
		1 4 - 8	京町3丁目12番1号	京町耐火B市	万営住宅東係	則フェンス
		15-1	浅田4丁目13番6号	浅田町公園西	面側植込み	
		15-2	浅田3丁目1番6号	昭和石油浅田	日給油所出口	コ標識横ガードレール
	1 5	15-3	浅田3丁目15番17号	浅田市営住宅	三東側フェン	ノス左端
	1 0	15-4	浅田4丁目6番	浅田なかよし	公園南側に	フェンス
		15-5	浅田3丁目19番3号	ローソン川崎	一— 奇浅田三丁 E	目店裏側フェンス
		15-6	浅田2丁目11番21号	浅田小学校南	 再側ブロック	ゥ _ザ

X	投票区	図面表示	設	置場所
		15-7	浅田2丁目11番21号	浅田小学校西側万年塀
	1 5	15-8	浅田3丁目7番10号	浅田こども文化センター正面フェンス
		15-9	小田6丁目8番	小田川公園北側フェンス
		16-1	小田栄1丁目4番1号	新町緑地(山田宅前)植込み
		16-2	小田栄1丁目8番11号	小田栄公園東側左側植込み
		16-3	小田栄1丁目14番10号	畑方ブロック塀
	1 6	16-4	小田栄2丁目2番	田島町歩道橋下ガードレール
	1 0	16-5	田島町14番1号	渡田小学校西側フェンス
		16-6	田島町3番1号	田島市営住宅北側フェンス
崎		16-7	田島町15番4号	田島ふれあい公園西側植込み
		16-8	小田栄2丁目1番	小田栄2丁目公園入口右側植込み
		17-1	鋼管通2丁目3番7号	田島支所東側植込み
		17-2	浜町2丁目19番18号	山本方フェンス
		17-3	鋼管通2丁目3番7号	田島支所南側フェンス
区	1 7	17-4	鋼管通1丁目8番1号	東渡田第二公園北側植込み
	1 (17-5	鋼管通4丁目5番22号	鋼管通三丁目バス停脇ガードレール
		17-6	鋼管通3丁目12番1号	姥ケ森公園西側植込み
		17-7	浜町2丁目11番22号	臨港中学校西側バス停前フェンス
		17-8	浜町2丁目11番22号	臨港中学校北側フェンス

区	投票区	図面表示	設	置場所
		18-1	浜町1丁目5番1号	大島小学校西側フェンス
		18-2	浜町1丁目5番1号	大島小学校北側ブロック塀
		18-3	浜町1丁目18番3号	曹洞宗観音寺東側フェンス
	1 8	18-4	浜町4丁目13番	東天閣駐車場入口右側ブロック塀
	1 0	18-5	追分町7番1号	大島第5公園東側鉄柵
		18-6	扇町10番	三協興産㈱前歩道ガードレール
		18-7	浜町4丁目4番1号	浜川崎公園南側鉄柵
		18-8	浜町4丁目17番11号	大島ポンプ場北側万年塀
		19-1	桜本1丁目3番17号	内山方万年塀
崎		19-2	桜本1丁目14番3号	桜川公園北側フェンス
		19-3	桜本1丁目14番3号	桜川公園南側入口左側鉄柵
	1 9	19-4	池上町9番	産業道路歩道植込み
		19-5	桜本2丁目39番1号	桜本市営住宅北側フェンス
		19-6	桜本1丁目9番15号	さくら小学校北門植込み
区		19-7	桜本1丁目9番15号	さくら小学校西側フェンス
		19-8	桜本1丁目9番15号	さくら小学校東側フェンス
		20-1	藤崎3丁目2番1号	藤崎小学校正門左側フェンス
	2 0	20-2	観音1丁目10番13号	観音町第2公園北側フェンス
		20-3	観音1丁目2番7号	高橋方ブロック塀

区	投票区	図面表示	設置場所
		20-4	観音1丁目16番15号 中山方ブロック塀
	2 0	20-5	観音2丁目22番10号 須山方ブロック塀
	20	20-6	観音2丁目5番25号 石川方ブロック塀
		20-7	観音2丁目16番1号 観音町公園南側石柵
		21-1	池上新町1丁目2番11-1号 小澤方フェンス
		21-2	池上新町2丁目23番1号 冥加公園東側フェンス
		21-3	池上新町2丁目19番11号 伊吾田方ブロック塀
	2 1	21-4	池上新町2丁目13番5号 近藤方ブロック塀
		21-5	池上新町2丁目11番16号 上野方ブロック塀
崎		21-6	池上新町1丁目4番1号 中留公園西側植込み
		21-7	池上新町1丁目2番4号 桜本中学校西門コンクリート塀右端
		22-1	藤崎2丁目11番3号 藤崎けやき公園南側フェンス
		22-2	藤崎3丁目2番1号 藤崎小学校西側フェンス
		22-3	藤崎2丁目19番1号 川中島中学校東側フェンス
区	2 2	22-4	藤崎2丁目6番1号 藤崎第三公園北側植込み
		22-5	藤崎4丁目2番1号 藤崎第4公園東側植込み
		22-6	藤崎2丁目19番1号 川中島中学校西側フェンス
		22-7	藤崎3丁目7番1号 臨港消防署藤崎出張所西側フェンス
		22-8	藤崎1丁目7番1号 藤崎保育園南側フェンス

X	投票区	図面表示	設	置場所
		23-1	伊勢町12番1号	伊勢町第一公園西側植込み
		23-2	伊勢町21番1号	伊勢町第二公園西側植込み
		23-3	川中島1丁目9番9号	村主方ブロック塀
	2 3	23-4	川中島2丁目4番19号	川中島小学校東側フェンス
	<i>2</i> 0	23-5	川中島1丁目27番13号	石井方ブロック塀
		23-6	川中島2丁目4番19号	川中島小学校北側フェンス
		23-7	大師駅前2丁目13番16号	若宮八幡宮東側石塀
		23-8	大師駅前1丁目6番15号	高橋方ブロック塀
		2 4 - 1	東門前2丁目1番1号	大師支所西側植込み
崎		24-2	昭和2丁目8番14号	和泉方フェンス
		24-3	台町26番12号	長島方ブロック塀
	2 4	24-4	東門前2丁目6番1号	大師小学校西側フェンス
	2 4	24-5	東門前2丁目6番1号	大師小学校北側フェンス
		24-6	東門前1丁目7番1号	東門前公園南側鉄柵
区		24-7	大師本町12番12号	木村方フェンス
		24-8	大師公園 1 番	大師公園くじら広場(砂場)前植込み
		25-1	中瀬3丁目1番8号	諸井方コンクリート塀
	2 5	25-2	中瀬3丁目5番2号	中瀬公園南側植込み
		25-3	中瀬2丁目8番1号地先	中瀬緑地西側鉄柵

X	投票区	図面表示	設置場所
		25-4	東門前3丁目4番6号 東門前小学校正門右側植込み
		25-5	東門前3丁目4番6号 東門前小学校東側フェンス
	2 5	25-6	中瀬3丁目20番20号 ホームズ川崎大師店西側フェンス
		25-7	東門前3丁目5番1号 荒金方ブロック塀
		25-8	中瀬3丁目20番20号 ホームズ川崎大師店東側フェンス
		26-1	大師河原2丁目1番7号 大師中学校西側フェンス
		26-2	田町2丁目8番17号 荒金方ブロック塀
		26-3	田町2丁目4番 クロス・ビュー・スクエアアルタイムーIV前歩道ガードレール
	2 6	26-4	日ノ出2丁目11番1号 日ノ出公園北側フェンス
崎	20	26-5	日ノ出1丁目10番1号 三進工業㈱北側ブロック塀
		26-6	出来野8番8号 出来野第一公園北側植込み
		26-7	大師河原2丁目1番7号 大師中学校南側フェンス
		26-8	出来野1番15号 (有)たいき所有駐車場東側フェンス
		27-1	四谷上町24番1号 南大師中学校正門右側フェンス
区		27-2	四谷上町7番11号先 セブンイレブン前歩道植込み
	2 7	27-3	四谷上町1番8号 岩瀬方左側ブロック塀
		27-4	四谷上町22番6号 四谷上町けやき公園北側フェンス
		27-5	四谷上町24番1号 南大師中学校南門左側フェンス
		27-6	四谷上町20番8号 野口方フェンス

X	投票区	図面表示	設	置場所
	2 7	27-7	四谷上町27番8号	長島方ブロック塀
		28-1	塩浜2丁目15番1号	北ノ崎公園東側バス停右側鉄柵
		28-2	塩浜2丁目7番10号	塩浜町内会事務所前ブロック塀
		28-3	四谷下町15番1号	四谷ゆめ公園東側植込み
]]]		28 - 4	四谷下町15番1号	四谷ゆめ公園北側植込み
	2 8	28-5	四谷下町4番1号	四谷小学校南側フェンス
		28-6	四谷下町4番1号	四谷小学校北側フェンス
		28-7	塩浜1丁目4番1号	塩浜町公園南側植込み
		28-8	塩浜1丁目11番16号	中島方ブロック塀
崎		28-9	塩浜1丁目14番15号	川島方ブロック塀
		29-1	江川1丁目7番1号	江川ふれあい公園北側石柵
		29-2	殿町1丁目12番11号	小島方ブロック塀
		29-3	殿町1丁目7番9号	高橋方ブロック塀
		29-4	殿町1丁目17番19号	殿町小学校南側フェンス
区	2 9	29-5	殿町1丁目18番12号	殿町小学校プール南側フェンス
		29-6	江川2丁目8番6号	かわさき双輪荘南側フェンス
		29-7	殿町1丁目20番45号	殿町1丁目公園西側鉄柵
		29-8	殿町3丁目1番	殿町第3公園南側フェンス
		29-9	江川2丁目10番	江川はなみずき公園西側フェンス

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第17号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙 及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所 を設ける場所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号) 第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第39 条の規定により、次のとおり指定しました。

平成29年10月10日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 宮 原 春 夫

施設の名称	所 在 地	設置期間
川崎市川崎区役所 7階第4会議室	川崎市川崎区東田町 8番地	
川崎市川崎区役所 大師支所 2階第1・2会議室	川崎市川崎区東門前 2丁目1番1号	10月11日から 10月21日まで
川崎市川崎区役所 田島支所 3階会議室	川崎市川崎区鋼管通 2丁目3番7号	

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第18号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙 及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所 の投票管理者及び期日前投票所の投票管理者に事故があ り、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者 を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第 5項において読み替えて適用する同法第37条第2項及び 第3項並びに公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号) 第49条の7において読み替えて適用する同令第24条第1 項及び第3項の規定により、次のとおり選任しました。

平成29年10月10日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 宮 原 春 夫

川崎市川崎区役所期日前投票所

職務を行う日	投	:票管理者			投票管理者に事故があり、又は欠けた場合において、その職務を代理すべき者			
1,71,71	住	所	氏	名	住	所	氏	名
10月11日	東京都品川区南大井5 1号	5丁目13番3-70	佐治	克哉	横浜市都筑区荏日 17号	日東4丁目38番	小道	元宏
10月12日	川崎市川崎区中瀬2丁	117番9号	石渡	宏	東京都大田区東方 番2号	「郷3丁目22	佐藤	宏
10月13日	川崎市川崎区渡田2丁	· 111番7号	松井	善三郎	川崎市中原区上小 2番地8 ナカハラ		早崎	潤一
10月14日	 川崎市川崎区鋼管通1 	丁目15番10号	鈴木	浩二	川崎市多摩区西生 1-3号	E田5丁目1番	町田	昭一
10月15日	川崎市川崎区小田3丁	· 1目7番4号	陶山	義雄	川崎市多摩区菅城地	战下5丁目3番	小山	勝
10月16日	東京都品川区南大井5 1号	5丁目13番3-70	佐治	克哉	横須賀市吉井4丁	目31番11号	中村	久男
10月17日	川崎市川崎区京町2丁	目24番6-411号	平野	忠雄	横浜市鶴見区向井 番地1シティウイン ト701		石川	正美
10月18日	川崎市川崎区藤崎4丁	· 1目8番5号	塚原	晴美	川崎市多摩区栗名 1号	Ŷ2丁目16番2	村木	芳夫
10月19日	川崎市川崎区鋼管通2	2丁目5番7号	丸野	喬敬	川崎市幸区堀川門 ゾーナ川崎レジデ		古村	重穂
10月20日	川崎市川崎区京町2丁		平野	忠雄	川崎市中原区南カ 番23号 リバーコ・ 4		明田 ク	入美子
10月21日	川崎市川崎区大島1丁 号サイトーハイツ	1 目 23番4 — 402	濱舘	幸二	川崎市多摩区菅3 -212号	丁目12番地7	水谷	吉孝

川崎市川崎区役所大師支所期日前投票所

職務を行う日	投 票 管 理 者		投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべきもの		
4政务を11プロ	住 所	氏 名	住所	氏 名	
10月11日	川崎市川崎区藤崎1丁目10番13号	下山 節子	千葉県山武郡九十九里町真亀 1546番7号	山田 茂治	
10月12日	川崎市川崎区東門前3丁目9番7号	相原 弘子	川崎市高津区久地1丁目21番1 号	瀧村 昭二	
10月13日	川崎市川崎区藤崎2丁目1番3号	平岡 義昭	横浜市鶴見区獅子ヶ谷1丁目26 番15号	野口 昭彦	
10月14日	川崎市川崎区藤崎1丁目10番13号	下山 節子	横浜市保土ヶ谷区境木本町68番 2-107号	飯土井 哲夫	
10月15日	川崎市川崎区東門前3丁目9番7号	相原 弘子	川崎市高津区久地1丁目21番1 号	瀧村 昭二	
10月16日	川崎市川崎区藤崎1丁目10番13号	下山 節子	川崎市多摩区菅2丁目14番21号	大平 貢司	
10月17日	川崎市川崎区藤崎2丁目1番3号	平岡 義昭	横浜市港北区綱島西1丁目18番 15号	門馬 ひとみ	
10月18日	川崎市川崎区藤崎1丁目10番13号	下山 節子	横浜市保土ヶ谷区境木本町68番 2-107号	飯土井 哲夫	
10月19日	川崎市川崎区東門前3丁目9番7号	相原 弘子	川崎市多摩区菅2丁目14番21号	大平 貢司	
10月20日	川崎市川崎区藤崎2丁目1番3号	平岡 義昭	横浜市鶴見区獅子ヶ谷1丁目26 番15号	野口 昭彦	
10月21日	川崎市川崎区藤崎1丁目10番13号	下山 節子	横浜市港北区綱島西1丁目18番 15号	門馬 ひとみ	

川崎市川崎区役所田島支所期日前投票所

職務を行う日	投 票 管 理 者		投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべきもの		
4敗4分で11プロ	住 所	氏 名	住所	氏 名	
10月11日	川崎市川崎区小田4丁目28番2号	畑 すみ江	川崎市川崎区出来野4番6号	中川 早苗	
10月12日	川崎市川崎区小田4丁目28番2号	畑 すみ江	川崎市麻生区高石5丁目9番14 号 コスモ百合ケ丘パラシオ105	荻田 晃治	
10月13日	川崎市川崎区東田町8番地 パレール1411	佐々木 悦子	川崎市宮前区馬絹1235番地1 宮崎台南パークホームズ603号	濱野 一幸	
10月14日	川崎市川崎区大島上町25番10号	佐藤 忠	川崎市中原区中丸子777番地	牛留 雅美	
10月15日	川崎市川崎区東田町8番地 パレール1411	佐々木 悦子	川崎市川崎区出来野4番6号	中川 早苗	
10月16日	川崎市川崎区大島上町25番10号	佐藤 忠	川崎市麻生区高石5丁目9番14 号 コスモ百合ケ丘パラシオ105	荻田 晃治	
10月17日	川崎市川崎区小田4丁目28番2号		川崎市宮前区馬絹1235番地1 宮崎台南パークホームズ603号	濱野 一幸	
10月18日	川崎市川崎区東田町8番地 パレール1411	佐々木 悦子	川崎市川崎区出来野4番6号	中川 早苗	
10月19日	川崎市川崎区小田4丁目28番2号	畑 すみ江	川崎市麻生区高石5丁目9番14 号 コスモ百合ケ丘パラシオ105	荻田 晃治	
10月20日	川崎市川崎区大島上町25番10号		川崎市宮前区馬絹1235番地1 宮崎台南パークホームズ603号	濱野 一幸	
10月21日	川崎市川崎区東田町8番地 パレール1411		川崎市幸区中幸町4丁目19 川崎パーク・ホームズ406	大野 明子	

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第19号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙 及び衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第49条第1項及び第270条の2 第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、 期間及び時間は、次のとおりとします。

平成29年10月10日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 宮 原 春 夫

- 1 川崎市川崎区役所内 川崎市川崎区選挙管理委員会 事務室
- (1) 所 在 地 川崎市川崎区東田町8番地
- (2) 事務取扱期間 平成29年10月11日から 同年10月21日まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで
- 2 川崎市川崎区役所(大師支所)
- (1) 所 在 地 川崎市川崎区東門前2丁目1番1号
- (2) 事務取扱期間 平成29年10月11日から 同年10月21日まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで
- 3 川崎市川崎区役所(田島支所)
- (1) 所 在 地 川崎市川崎区鋼管通2丁目3番7号
- (2) 事務取扱期間 平成29年10月11日から 同年10月21日まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第20号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第2項に規定する期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票記載場所の氏名等の掲示並びに同条第1項に規定する選挙当日の投票記載場所の氏名等の掲示の同条第3項本文及び同条第5項の規定による掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成29年10月10日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 宮 原 春 夫

1 場所

川崎市川崎区東田町8番地川崎市川崎区役所7階会議室

2 日時

平成29年10月10日 午後5時30分

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第21号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙 及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票所を設け る場所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条 の規定により、次のとおり指定しました。 平成29年10月10日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 宮 原 春 夫

投票区名	施 設	D 2	各 称	所 在 地
第1投票区	川崎市川崎	奇区役所 7	階会議室	川崎市川崎区東田町8番地
第2投票区	川崎市立	宮前小学校	体育館	川崎市川崎区宮前町8番13号
第3投票区	川崎市立	旭町小学校	体育館	川崎市川崎区旭町2丁目2番1号
第4投票区	川崎市立	川崎小学校	体育館	川崎市川崎区日進町20番地1
第5投票区	川崎市立	川崎中学校	体育館	川崎市川崎区下並木50番地
第6投票区	川崎市立	京町小学校	体育館	川崎市川崎区京町1丁目1番4号
第7投票区	川崎市立	新町小学校	体育館	川崎市川崎区渡田新町3丁目15番1号
第8投票区	川崎市立	渡田中学校	武道場	川崎市川崎区渡田向町11番1号
第9投票区	川崎市立	田島小学校	体育館	川崎市川崎区渡田1丁目20番1号
第 10 投票区	川崎市立	向小学校	体育館	川崎市川崎区大島4丁目17番1号
第 11 投票区	川崎市立	東大島小学校	体育館	川崎市川崎区大島5丁目25番1号
第 12 投票区	川崎市立	田島中学校	武道場	川崎市川崎区小田2丁目21番7号
第 13 投票区	川崎市立	東小田小学校	体育館	川崎市川崎区小田5丁目11番20号
第 14 投票区	川崎市立	小田小学校	西昇降口	川崎市川崎区小田4丁目12番24号
第 15 投票区	川崎市立	浅田小学校	体育館	川崎市川崎区浅田2丁目11番21号
第 16 投票区	川崎市立	渡田小学校	体育館	川崎市川崎区田島町14番1号
第 17 投票区	川崎市立	臨港中学校	体育館	川崎市川崎区浜町2丁目11番22号
第 18 投票区	川崎市立	大島小学校	体育館	川崎市川崎区浜町1丁目5番1号
第 19 投票区	川崎市立	さくら小学校	体育館	川崎市川崎区桜本1丁目9番15号
第 20 投票区	川崎市立	藤崎小学校	体育館	川崎市川崎区藤崎3丁目2番1号
第 21 投票区	川崎市立	桜本中学校	体育館	川崎市川崎区池上新町1丁目2番4号
第 22 投票区	川崎市立	川中島中学校	武道場	川崎市川崎区藤崎2丁目19番1号
第 23 投票区	川崎市立	川中島小学校	体育館	川崎市川崎区川中島2丁目4番19号
第 24 投票区	川崎市立	大師小学校	体育館	川崎市川崎区東門前2丁目6番1号
第 25 投票区	川崎市立 東門	目前小学校 アリー	ナ棟多目的室	川崎市川崎区東門前3丁目4番6号
第 26 投票区	川崎市立	大師中学校	体育館	川崎市川崎区大師河原2丁目1番1号
第 27 投票区	川崎市立	南大師中学校	体育館	川崎市川崎区四谷上町24番1号
第 28 投票区	川崎市立	四谷小学校	体育館	川崎市川崎区四谷下町4番1号
第 29 投票区	川崎市立	殿町小学校	体育館	川崎市川崎区殿町1丁目17番19号

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第22号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙 及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票管理者及 び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場 合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭 和25年法律第100号)第37条第2項及び第3項並びに公 職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項及 び第3項の規定により、次のとおり選任しました。

平成29年10月10日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 宮 原 春 夫

投票区	投票管理	者	投票管理者に事故があり、又は投票管理者 において、その職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1投票区	川崎市川崎区日進町17番地1 スプリングハイツ 703	今川 英幸	川崎市川崎区小田6丁目16番7-508号	関口 雄一
第2投票区	川崎市川崎区境町13番16号	大場 芳彦	川崎市川崎区日進町12番地1 ラコスタ8川崎402	梁取 昭治
第3投票区	川崎市川崎区中島2丁目5番11号	松本 俊一	川崎市幸区南加瀬4丁目39番12号	小林 和博
第4投票区	川崎市川崎区小川町2番地11	鬼塚 保	川崎市多摩区登戸新町339番地 サンハイツイシイ202	小島 政雄
第5投票区	川崎市川崎区池田1丁目5番11号	大口 孝	川崎市幸区小倉1番地1 B-618	端坂 幸子
第6投票区	川崎市川崎区京町1丁目2番22号	大藏 明男	川崎市高津区蟹ケ谷296番地1 ニューウェルテラス元住吉1106	保科 新治
第7投票区	川崎市川崎区渡田新町3丁目10番1号	田邉 順太郎	川崎市中原区井田中ノ町17番17号	松田 由理子
第8投票区	川崎市川崎区渡田向町5番6号	本橋 勇	川崎市幸区古川町155番地7	萱原 諭
第9投票区	川崎市川崎区大島上町25番9号	栗原 誠市	川崎市多摩区菅仙谷3丁目1番16-403号	松本 英里
第10投票区	川崎市川崎区大島2丁目2番9号	古屋 弘次	川崎市川崎区藤崎2丁目17番13号	岡本 みゆき
第11投票区	川崎市川崎区大島5丁目18番2号	佐々木 肇	川崎市幸区南幸町2丁目72番地1 ナイスシティアリーナ川崎604	合原 一寿
第12投票区	川崎市川崎区小田1丁目20番18号	會田 勝規	川崎市川崎区京町3丁目2番10号	佐藤 勝彦
第13投票区	川崎市川崎区小田5丁目5番5号	武井 信夫	川崎市宮前区馬絹1235番地1 宮崎台南パークホームズ603	濱野 一幸
第14投票区	川崎市川崎区小田4丁目36番13号	鈴木 雄幸	川崎市麻生区高石5丁目9番14-105号	荻田 晃治
第15投票区	川崎市川崎区浅田2丁目13番3号	岸 茂信	川崎市幸区戸手4丁目3番1-502号	仲林 陽子
第16投票区	川崎市川崎区小田栄1丁目14番10号	畑 敏雄	川崎市川崎区桜本1丁目14番1号	鈴木 隆志
第17投票区	川崎市川崎区浜町2丁目6番6号 アドバンテージ91 102	坂本 友治	川崎市高津区坂戸3丁目3番2-208号	山田 哲郎
第18投票区	川崎市川崎区浜町4丁目15番3号	青木 常治	川崎市高津区下作延4丁目4番22-505号	小川 清
第19投票区	川崎市川崎区桜本1丁目7番8号	山口 良春	川崎市中原区中丸子777番地	牛留 雅美
第20投票区	川崎市川崎区観音2丁目6番11号	早川 佳伸	川崎市宮前区野川2964番地36	岩本 健二
第21投票区	川崎市川崎区池上新町2丁目7番5号	浦野 一吉	川崎市高津区末長1丁目2番52-403号 マイキャッスル溝ノロヴィレッジ	三木 裕紀子
第22投票区	川崎市川崎区藤崎2丁目1番3号	平岡 義昭	川崎市幸区南加瀬2丁目24番8号	中野 文幸
第23投票区	川崎市川崎区大師駅前1丁目17番3号	安田 惇	川崎市宮前区土橋6丁目5番地1 藤和宮前平ホームズ404	井上 直也
第24投票区	川崎市川崎区大師本町5番9号	木村 🛛代	川崎市多摩区菅2丁目14番21号	大平 貢司
第25投票区	川崎市川崎区中瀬2丁目13番1-516号	渡邊 鉄雄	川崎市宮前区馬絹627番地6	細谷 友樹
第26投票区	川崎市川崎区日/出2丁目4番17号	當麻 秀德	川崎市高津区久地1丁目21番1号	瀧村 昭二
第27投票区	川崎市川崎区四谷上町21番3号	須山 令子	川崎市多摩区栗谷2丁目16番21号	村木 芳夫
第28投票区	川崎市川崎区池上新町3丁目3番6号	横田 雅弘	川崎市高津区新作5丁目2番1-501号	広瀬 潤
第29投票区	川崎市川崎区江川2丁目14番18号	髙木 正年	川崎市多摩区堰1丁目3番20-1号	千室 麻由子

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第23号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙 及び衆議院比例代表選出議員選挙における、公職選挙法 (昭和25年法律第100号)第62条第2項又は第4項の規 定による、川崎市川崎区開票区の開票立会人となるべき 者を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成29年10月10日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 宮 原 春 夫

1 場所

川崎市川崎区東田町8番地 川崎市川崎区役所 7階会議室

2 日時

平成29年10月19日 午後5時30分

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第24号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙 及び衆議院比例代表選出議員選挙における川崎市川崎区 開票区の開票の場所及び目時を、公職選挙法(昭和25年 法律第100号) 第63条及び第65条の規定により、次のと おり定めました。

平成29年10月10日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 宮 原 春 夫

- 1 場所 川崎市川崎区富士見1丁目1番4号 川崎市スポーツ・文化総合センター 大体育室
- 2 日時 平成29年10月22日 午後9時20分

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第25号

平成29年10月22日執行の川崎市議会議員川崎区選挙区 補欠選挙における、川崎市ポスター掲示場の設置に関す る条例(昭和57年川崎市条例第54号)第1条の規定によ るポスター掲示場を設置した場所は、次のとおりです。

平成29年10月12日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 宮 原 春 夫

平成29年10月22日執行

川崎市長選挙

川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙

ポスター掲示場設置場所一覧表

開票区名	投票区数	ポスター掲示場設置総数
川崎区	2 9	2 2 9

川崎市川崎区選挙管理委員会

Tel 0 4 4 (2 0 1) 3 1 2 5

※ポスター掲示場の設置場所によってはポスターを貼る際に脚立等が必要となる場合がありますので予めご承知おきください。

区	投票区	図面表示 号	設	置場所
		1-1	砂子1丁目9番地3	市役所第2庁舎市役所通側玄関左側植込み
		1-2	東田町8番地	川崎区総合庁舎前歩道ガードレール
		1-3	宮本町3番地3	市役所第4庁舎玄関右側植込み
	1	1-4	本町2丁目2番地	グランイーグルウイング川崎前ガードレール
	1	1 - 5	駅前本町8番地	川崎ダイス北側ガードレール
		1 - 6	砂子2丁目11番地	川崎信用金庫本店西側歩道植込み右端
		1 - 7	本町1丁目1番地6	東町公園北側鉄柵
		1 - 8	東田町11番地1	エンゼル川崎グランディア前歩道植込み
		2-1	宮前町8番13号	宮前小学校南側フェンス
崎		2 - 2	新川通12番1号 	市立川崎病院北側フェンス左端
		2-3	境町9番8号	川崎境町ハイツ前歩道植込み
	2	2 - 4	富士見2丁目5番11号	ヌーベルメゾン前歩道植込み
	<u></u>	2 - 5	宮前町8番13号	宮前小学校東側フェンス
		2-6	富士見1丁目1番6号	川崎球場交差点北側歩道植込み
区		2 - 7	新川通12番1号	市立川崎病院南側フェンス左端
		2-8	富士見1丁目1番	富士見公園テニスコート北側フェンス
		3 – 1	旭町1丁目8番5号	旭町一丁目公園北側植込み右端
	3	3-2	港町12番1号	イトーヨーカドー川崎港町店東側緑地帯植込み
		3 – 3	旭町2丁目4番	天台宗医王寺前歩道植込み

区	投票区	図面表示 号	設	置場所
		3 - 4	旭町2丁目2番1号	旭町小学校西側フェンス
		3 - 5	旭町2丁目14番8号	旭町公園南側鉄柵
	3	3 – 6	中島1丁目5番	エレンシア川崎前歩道植込み
		3 - 7	中島2丁目15番2号	中島公園西側石柵
		3 – 8	中島3丁目3番1号	市立川崎高等学校北側フェンス
		4-1	小川町5番地13	メガネドラック川崎店前歩道植込み
		4 - 2	日進町1番地1	ルフロン前広場東側植込み
		4 - 3	日進町1番地	太田総合病院前歩道植込み
	4	4 - 4	元木2丁目6番18号	日輸工業㈱京浜支店ブロック塀
崎		4 - 5	日進町20番地1	川崎小学校正門右側フェンス
		4 - 6	日進町20番地1	川崎小学校西側フェンス
		4 - 7	日進町8番地14	上並木公園南東側植込み
		4-8	南町9番地13	ローソン川崎南町店前歩道植込み
		4 - 9	日進町23番地23	日進町中央公園西側植込み
区		5 – 1	下並木33番地	中山方ブロック塀
	5	5 - 2	池田1丁目13番1号	池田町公園西側フェンス
		5 – 3	下並木50番地	川崎中学校正門右側フェンス
		5 – 4	堤根34	サン機工株式会社東側フェンス
		5 — 5	池田1丁目5番1号	池田西公園東側フェンス

区	投票区	図面表示 号	設置場所
	5	5 – 6	池田1丁目4番17号 入口左側ブロック塀
	υ	5 – 7	堤根37番地 昭和薬品工業(株)入口左側コンクリート塀
		6 – 1	池田2丁目6番18号 小栗方フェンス
		6-2	京町1丁目1番4号 京町小学校北側フェンス
		6 – 3	京町1丁目1番4号 京町小学校東側フェンス
	6	6 - 4	京町1丁目12番9号 京町第3公園南側フェンス
	U	6 - 5	渡田山王町11番15号 藤本方ブロック塀
		6 - 6	渡田山王町22番6号 県立川崎高等学校正門左側フェンス
		6 – 7	渡田山王町25番18号 渡田山王町第2公園西側フェンス
崎		6 – 8	渡田山王町13番 渡田山王町公園北側植込み
		7 – 1	渡田新町1丁目5番1号 渡田新町公園北側植込み左端
		7 – 2	渡田新町1丁目5番1号 渡田新町公園西側植込み中央
		7 – 3	渡田新町3丁目4番5号 新町児童公園北側鉄柵
	7	7 – 4	渡田新町3丁目15番1号 新町小学校東側フェンス
区	,	7 – 5	渡田新町3丁目15番1号 新町小学校北側フェンス
		7 – 6	渡田4丁目12番 天飛公園南側植込み
		7 – 7	渡田3丁目6番1号 向町公園南側植込み中央
		7 – 8	渡田3丁目12番3号 江戸屋酒店駐車場ブロック塀
	8	8 – 1	渡田向町11番1号 渡田中学校正門右側フェンス

区	投票区	図面表示 号	設	置場所
		8-2	渡田向町11番1号	渡田中学校南門左側フェンス
		8 – 3	渡田向町8番16号	㈱昭和電機製作所ブロック塀
	8	8 – 4	貝塚1丁目8番7号	貝塚公園南側石柵
	0	8 – 5	貝塚2丁目17番1号	渡田第2公園北側鉄柵
JII		8 – 6	渡田向町11番1号	渡田中学校北門右側フェンス
		8 – 7	貝塚2丁目2番4号	晴レル家前歩道植込み
		9 – 1	渡田1丁目15番5号	渡田こども文化センター入口左側フェンス
		9 - 2	渡田2丁目20番19号	田口方ブロック塀
		9 – 3	渡田東町5番1号	渡田第1公園南側石柵
崎	0	9 - 4	大島上町10番11号	伊藤方フェンス
	9	9 – 5	渡田1丁目20番1号	田島小学校西側フェンス
		9 – 6	渡田1丁目20番1号	田島小学校東側フェンス
		9 - 7	大島上町6番7号	田島公園南側石柵
		9 – 8	大島上町22番11号	渡田保育園仮園舎跡地前歩道植込み
区		10-1	大島2丁目9番1号	大島第4公園東側フェンス
		10-2	大島2丁目1番4号	セレモニア川崎会堂立体駐車場前歩道植込み
	1 0	10-3	大島1丁目25番10号	道路公園センター入口左側フェンス
		10-4	大島4丁目5番1号	リブレ川崎前歩道植込み
		10-5	大島4丁目4番1号	大島4丁目歩道橋下ガードレール

区	投票区	図面表示	設	置場所
	1.0	10-6	大島4丁目17番1号	向小学校南側フェンス
	1 0	10-7	大島4丁目17番1号	向小学校西側フェンス
		1 1 - 1	大島5丁目9番6号	大島第1公園東側植込み
		11-2	大島5丁目25番1号	東大島小学校南側フェンス
		11-3	大島5丁目25番1号	東大島小学校西側フェンス
	1 1	11-4	大島3丁目33番3号	和泉荘前歩道植込み
		11-5	大島3丁目31番1号	大島第3公園東側フェンス
		11-6	大島3丁目5番3号	青木方北側ブロック塀
		11-7	大島5丁目23番1号	大島第2公園南側石柵
崎		12-1	小田1丁目2番20号	辻方ブロック塀
		12-2	小田1丁目22番1号	小田一丁目中央公園北側フェンス
		1 2 - 3	小田2丁目14番7号	日枝大神社北側石柵
	1 2	12-4	小田2丁目9番3号	並木方ブロック塀
	1 4	1 2 - 5	小田2丁目8番19号	富永方フェンス
区		12-6	京町2丁目24番8号	京町雨水滞水池管理棟北側フェンス
		1 2 - 7	小田2丁目21番7号	田島中学校東側フェンス
		12-8	小田2丁目21番7号	田島中学校北側フェンス
	1 3	13-1	小田5丁目11番20号	東小田小学校西側フェンス
		13-2	小田5丁目14番1号	東小田保育園北側フェンス

X	投票区	図面表示 号	設	置	場	所
		13-3	小田7丁目3番1号	川崎市南部防災	災センター	西側植込み
		13-4	小田6丁目11番5号	畑方駐車場ブロ	コック塀	
	1 3	13-5	小田5丁目25番8号	小田双葉幼稚園	園東側ブロ	ック塀
	1 3	13-6	小田5丁目13番1号	東小田公園東個	則石柵	
JII		13-7	小田7丁目3番4号	小田7丁目公園	園西側フェ	ンス
, '		13-8	小田7丁目3番41号	川崎消防署小田	田出張所玄	関前植込み
		1 4 - 1	小田3丁目9番25号	荒井方ブロック	ク塀	
	1 4	1 4 - 2	小田3丁目15番14号	· 小田3丁目2	公園北側植	込み
		1 4 - 3	小田3丁目17番15号	又村商店(燃料	斗)ブロッ	ク塀
崎		1 4 - 4	小田4丁目12番24号	小田小学校東個	則植込み	
 中刊		1 4 - 5	小田4丁目12番24号	小田小学校西位	則植込み	
		1 4 - 6	小田4丁目20番38号	小田公園南側	フェンス	
		1 4 - 7	小田4丁目20番38号	小田公園西側	人口右側植	込み
		1 4 - 8	京町3丁目12番1号	京町耐火B市智	営住宅東側	フェンス
		15-1	浅田4丁目13番6号	浅田町公園西伽	則植込み	
区	1 5	15-2	浅田3丁目1番6号	昭和石油浅田約	哈油所出口	標識横ガードレール
		15-3	浅田3丁目15番17号	浅田市営住宅頭	東側フェン	ス左端
		15-4	浅田4丁目6番	浅田なかよした	公園南側フ	ェンス
		15-5	浅田3丁目19番3号	ローソン川崎沿	浅田三丁目	店裏側フェンス
		15-6	浅田2丁目11番21号	浅田小学校南侧	則ブロック	塀

区	投票区	図面表示	設	置場所
		15-7	浅田2丁目11番21号	浅田小学校西側万年塀
	1 5	15-8	浅田3丁目7番10号	浅田こども文化センター正面フェンス
		15-9	小田6丁目8番	小田川公園北側フェンス
		16-1	小田栄1丁目4番1号	新町緑地(山田宅前)植込み
		16-2	小田栄1丁目8番11号	小田栄公園東側左側植込み
		16-3	小田栄1丁目14番10号	畑方ブロック塀
	1 6	16-4	小田栄2丁目2番	田島町歩道橋下ガードレール
	1 0	16-5	田島町14番1号	渡田小学校西側フェンス
		16-6	田島町3番1号	田島市営住宅北側フェンス
崎		16-7	田島町15番4号	田島ふれあい公園西側植込み
		16-8	小田栄2丁目1番	小田栄2丁目公園入口右側植込み
		17-1	鋼管通2丁目3番7号	田島支所東側植込み
		17-2	浜町2丁目19番18号	山本方フェンス
		17-3	鋼管通2丁目3番7号	田島支所南側フェンス
区	1 7	17-4	鋼管通1丁目8番1号	東渡田第二公園北側植込み
		17-5	鋼管通4丁目5番22号	鋼管通三丁目バス停脇ガードレール
		17-6	鋼管通3丁目12番1号	姥ケ森公園西側植込み
		17-7	浜町2丁目11番22号	臨港中学校西側バス停前フェンス
		17-8	浜町2丁目11番22号	臨港中学校北側フェンス

区	投票区	図面表示	設	置場所
		18-1	浜町1丁目5番1号	大島小学校西側フェンス
		18-2	浜町1丁目5番1号	大島小学校北側ブロック塀
		18-3	浜町1丁目18番3号	曹洞宗観音寺東側フェンス
	1 8	18-4	浜町4丁目13番	東天閣駐車場入口右側ブロック塀
Ш	1 0	18-5	追分町7番1号	大島第5公園東側鉄柵
		18-6	扇町10番	三協興産㈱前歩道ガードレール
		18-7	浜町4丁目4番1号	浜川崎公園南側鉄柵
		18-8	浜町4丁目17番11号	大島ポンプ場北側万年塀
		19-1	桜本1丁目3番17号	内山方万年塀
崎		19-2	桜本1丁目14番3号	桜川公園北側フェンス
		19-3	桜本1丁目14番3号	桜川公園南側入口左側鉄柵
	1 9	19-4	池上町9番	産業道路歩道植込み
	1 9	19-5	桜本2丁目39番1号	桜本市営住宅北側フェンス
		19-6	桜本1丁目9番15号	さくら小学校北門植込み
区		19-7	桜本1丁目9番15号	さくら小学校西側フェンス
		19-8	桜本1丁目9番15号	さくら小学校東側フェンス
		20-1	藤崎3丁目2番1号	藤崎小学校正門左側フェンス
	2 0	20-2	観音1丁目10番13号	観音町第2公園北側フェンス
		20-3	観音1丁目2番7号	高橋方ブロック塀

区	投票区	図面表示	設 置 場 所
		20-4	観音1丁目16番15号 中山方ブロック塀
	2 0	20-5	観音2丁目22番10号 須山方ブロック塀
	20	20-6	観音2丁目5番25号 石川方ブロック塀
		20-7	観音2丁目16番1号 観音町公園南側石柵
		21-1	池上新町1丁目2番11-1号 小澤方フェンス
		21-2	池上新町2丁目23番1号
		21-3	池上新町2丁目19番11号 伊吾田方ブロック塀
	2 1	21-4	池上新町2丁目13番5号 近藤方ブロック塀
		21-5	池上新町2丁目11番16号 上野方ブロック塀
崎		21-6	池上新町1丁目4番1号 中留公園西側植込み
		21-7	池上新町1丁目2番4号 桜本中学校西門コンクリート塀右端
		22-1	藤崎2丁目11番3号 藤崎けやき公園南側フェンス
		22-2	藤崎3丁目2番1号 藤崎小学校西側フェンス
		22-3	藤崎2丁目19番1号 川中島中学校東側フェンス
区	2 2	22-4	藤崎2丁目6番1号 藤崎第三公園北側植込み
		22-5	藤崎4丁目2番1号 藤崎第4公園東側植込み
		22-6	藤崎2丁目19番1号 川中島中学校西側フェンス
		22-7	藤崎3丁目7番1号 臨港消防署藤崎出張所西側フェンス
		22-8	藤崎1丁目7番1号 藤崎保育園南側フェンス

区	投票区	図面表示	設	置場所
	2 3	23-1	伊勢町12番1号	伊勢町第一公園西側植込み
		23-2	伊勢町21番1号	伊勢町第二公園西側植込み
		23-3	川中島1丁目9番9号	村主方ブロック塀
		23-4	川中島2丁目4番19号	川中島小学校東側フェンス
		23-5	川中島1丁目27番13号	石井方ブロック塀
		23-6	川中島2丁目4番19号	川中島小学校北側フェンス
		23-7	大師駅前2丁目13番16号	若宮八幡宮東側石塀
		23-8	大師駅前1丁目6番15号	高橋方ブロック塀
		24-1	東門前2丁目1番1号	大師支所西側植込み
崎	2 4	24-2	昭和2丁目8番14号	和泉方フェンス
		24-3	台町26番12号	長島方ブロック塀
		24-4	東門前2丁目6番1号	大師小学校西側フェンス
		24-5	東門前2丁目6番1号	大師小学校北側フェンス
		24-6	東門前1丁目7番1号	東門前公園南側鉄柵
区		24-7	大師本町12番12号	木村方フェンス
		24-8	大師公園1番	大師公園くじら広場(砂場)前植込み
	2 5	25-1	中瀬3丁目1番8号	諸井方コンクリート塀
		25-2	中瀬3丁目5番2号	中瀬公園南側植込み
		25 - 3	中瀬2丁目8番1号地先	中瀬緑地西側鉄柵

区	投票区	図面表示	設置場所
ЛП	2 5	25-4	東門前3丁目4番6号 東門前小学校正門右側植込み
		25-5	東門前3丁目4番6号 東門前小学校東側フェンス
		25-6	中瀬3丁目20番20号 ホームズ川崎大師店西側フェンス
		25-7	東門前3丁目5番1号
		25-8	中瀬3丁目20番20号 ホームズ川崎大師店東側フェンス
	2 6	26-1	大師河原2丁目1番7号 大師中学校西側フェンス
		26-2	田町2丁目8番17号 荒金方ブロック塀
		26-3	田町2丁目4番 クロス・ビュー・スクエアアルタイムーIV前歩道ガードレール
		26-4	日ノ出2丁目11番1号 日ノ出公園北側フェンス
崎		26-5	日ノ出1丁目10番1号 三進工業㈱北側ブロック塀
		26-6	出来野8番8号 出来野第一公園北側植込み
		26-7	大師河原2丁目1番7号 大師中学校南側フェンス
		26-8	出来野1番15号 (有)たいき所有駐車場東側フェンス
	2 7	27-1	四谷上町24番1号 南大師中学校正門右側フェンス
区		27-2	四谷上町7番11号先 セブンイレブン前歩道植込み
		27-3	四谷上町1番8号 岩瀬方左側ブロック塀
		27-4	四谷上町22番6号 四谷上町けやき公園北側フェンス
		27-5	四谷上町24番1号 南大師中学校南門左側フェンス
		27-6	四谷上町20番8号 野口方フェンス

区	投票区	図面表示 号	設	置場所
	2 7	27-7	四谷上町27番8号	長島方ブロック塀
		28-1	塩浜2丁目15番1号	北ノ崎公園東側バス停右側鉄柵
		28-2	塩浜2丁目7番10号	塩浜町内会事務所前ブロック塀
		28-3	四谷下町15番1号	四谷ゆめ公園東側植込み
	28	28-4	四谷下町15番1号	四谷ゆめ公園北側植込み
		28-5	四谷下町4番1号	四谷小学校南側フェンス
		28-6	四谷下町4番1号	四谷小学校北側フェンス
		28-7	塩浜1丁目4番1号	塩浜町公園南側植込み
		28-8	塩浜1丁目11番16号	中島方ブロック塀
崎		28-9	塩浜1丁目14番15号	川島方ブロック塀
		29-1	江川1丁目7番1号	江川ふれあい公園北側石柵
		29-2	殿町1丁目12番11号	小島方ブロック塀
		29-3	殿町1丁目7番9号	高橋方ブロック塀
		29-4	殿町1丁目17番19号	殿町小学校南側フェンス
区	2 9	29-5	殿町1丁目18番12号	殿町小学校プール南側フェンス
		29-6	江川2丁目8番6号	かわさき双輪荘南側フェンス
		29-7	殿町1丁目20番45号	殿町1丁目公園西側鉄柵
		29-8	殿町3丁目1番	殿町第3公園南側フェンス
		29-9	江川2丁目10番	江川はなみずき公園西側フェンス